

資 料

フランス私法人基本法制

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理 中村眞澄 福井 守

奥島孝康 井上治行 荒木正孝

〔目次〕

- I フランス私法人基本法制（解説）
- II 民法典第3編第9章「会社」（法律第78-9号）
- III 民法典第3編第9章「会社」施行令（命令第78-704号）
- IV 非営利団体契約法（1901年7月1日法）

I フランス私法人基本法制

1 私法人の基本法制

フランス法における私法人法制は、日本法におけるそれとは根本的に異なり、社団と組合とか、営利法人と公益法人とかいう理念型の対立が存しない点に最大の特色があるといってよい。したがって、フランス法の《société》とか、《association》とか、はたまた《groupement》とかというようなテクニカル・タームを日本法の問題に当てはめて訳出することはきわめて困難である。

しかしながら、私法人の中でも、一般に、「ソシエテ」と「アソシアシオン」（主として、届出非営利団体の場合）は対立する概念として用いられており、その結成の原則は、かつては、前者が自由を原則とし、後者が禁止を原則と考えられていたごとく、両者とも契約的存在であるにもかかわらず、私的団体としては本質的相異がある。すなわち、日本法と比較すれば、一応、ソシエテは、営利法人・組合に近い団体であり、アソシアシオンは、公益法人・社団に近い団体であるといえるであろう。しかし、日本法においては、組合は法人ではなく、逆に、フランス法では、アソシアシオンは契約的存在にすぎない。それゆえ、フランス法の問題を無理に日本法のそれに当ては

めることは、無用の混乱を招きかねないことになる。

では、フランス法における私法人の基本的分類はどうであろうか。それはやはり、「ソシエテ」（営利会社）と「アソシアシオン」（非営利団体）の区別なのであり、両者は、契約であるという点では共通するが、前者は営利団体であり、後者は非営利団体であるという点で対立する。そして、ソシエテの基本法が民法典第3編第9章であり、アソシアシオンの基本法が1901年7月1日法なのである。この2法の全文の翻訳を後に掲げる。

2 民法典第3編第9章「会社」

1 改正の経緯と理由

1 フランス民法典第3編第9章（1832条ないし1873条）は、1978年1月4日の法律第78-9号（J. O. 5 janvier 1978）により、民法典成立以来、実に、174年ぶりに抜本的改正を受けた。⁽¹⁾ その結果、条文数は、本法の施行令たる1978年7月3日のデクレ第78-704号（J. O. 7 juillet 1978）まで考慮すると、4倍近い増加となっており、その改正の規模の大きさが理解されよう。

もっとも、かかる大改正は一朝にして成るものではなく、事実、政府が改正法案を提出してからだけでも6年近くかかっており、司法省が最初に作業に着手してからは、実に30年近くの歳月が流れている。すなわち、まず、1947年に司法省が設置したエスカラ教授（エスカラの死亡後はアミオ教授）を委員長とする「商法典および会社法改正委員会」は、その成果を1959年5月に7巻の報告書《Travaux de la Commission de réforme du Code de commerce et du droit des sociétés》にまとめ、これにもとづいて、政府は、商法典第5編として、ソシエテに関する第1次草案（Le premier avant-projet gouverne-

ment)を作成した。この草案には、商事会社のみならず、すべての形態の会社(ソシエテ)に適用される総則規定が設けられており、それには民法典の1832条以下の規定を修正する3ヵ条の規定が含まれていた。次いで、1961年には、下院議員プレヴァン(Pleven)を委員長とする制定委員会、通称「プレヴァン委員会」(Commission Pleven)が設置され、翌年には600条を超える「会社法典」(Code des sociétés)を作成した。そして、その多くは、1966年7月24日のいわゆる「商事会社法」(Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales)として結実するが、そこでも、依然として、民法典との調整が問題とされていた。

1972年8月19日、時の首相メスマル(Messmer)は、政府法案を下院に提出した。第1読会はその年の11月に、第2読会は翌年5月に、そして、第3読会は何んと1977年の12月に行なわれて、ようやく成立に漕ぎつけたのである。^[2]

2 では、この改正が行なわれたのはどのような理由によるのだろうか。それは、一口にいて、民法典の規定が古すぎて、もはやソシエテの基本法としては通用しえなくなったことに求められる。たとえば、旧1835条は、ソシエテの種類を社員の現存の総財産を共有とする「包括的ソシエテ」(société universelle) (旧1836条以下)と、一定の目的のために特定の財産を共有とする「個別的ソシエテ」(société particulière) (旧1841条)とに分けたが、前者は、1804年にこの規定が設けられた当時すでに存在していない中世の家族共有財産制(communautés taisibles)の残滓にすぎなかった(今回の改正で廃止)。このように、一方では、民法典のソシエテに関する規定が制定当初から古色蒼然たるものであったばかりか、これに加うるに、他方では、1966年に制定された新商事会社法が商事会社に関する一種の閉鎖的な法体系を作り上げて、民法典との距離を拡げてしまったため、民事会

社 (sociétés civiles) と商事会社 (sociétés commerciales) との共通の総則であるべき 民法典1832条以下が普通法 (droit commun) たる性格を大きく後退させるにいたったからである。^[3]

したがって、民法典のソシエテに関する規定改正の主たる理由は、第1に、個別規定の現代化であり、第2に、商事会社法との調整であると考えてよからう。その結果、民法典の諸規定は、商事会社法の総則的規定を大々的に取り入れて、その面目を一新するとともに、たとえば商事会社法 419 条以下の匿名組合に関する規定を民法典に収容するなど (民法典1871条以下参照) の調整が行なわれ、ここに、ソシエテに関する法体系の整備は一応の完成をみたのである。

- (1) 法改正自体は抜本的なものであったが、その形式は、ナポレオン法典の立法者が構想した体系内にとどまっており、第9章の表題が《du contrat de société》から《de la société》へ変わったにすぎない。Yves Chartier, *La société dans le code civil après la loi du 4 janvier 1978*, J. C. P. 1979, II, 12919, n° 1.
- (2) 立法の経緯については、Pierre Bezard, *Sociétés civiles*, 1979, pp. 3-13. が詳しい。なお、議会において本法制定の中心となった下院法務委員会委員長フォワイエ (パリ第2大学教授) の解説として、Jean Foyer, *La réforme du titre IX du livre III du Code civil*, *Revue des sociétés*, 1978, p. 1 et s. を参照。
- (3) Chartier, op. cit., n°s 1 et 26; Michel Jeantin, *La réforme du droit des sociétés par la loi du 4 janvier 1978*, *Recueil Dalloz Sirey*, 1978, Chron. XXXV, p. 29.

2 改正法の構成と特色

3 改正法の特色を述べる前に、ソシエテの訳語を確定し、フランス団体法におけるソシエテの位置づけを試みておくことが必要である。なぜならば、フランス法においては、ドイツ法系に属すわが国のごとき、社団と組合の理念型的対立が存しないからである。

フランスにおける営利団体たる《société》と非営利団体たる《as-

sociation》は、いずれも契約であって、利益分配を目的とするか否かの点を除けば、本質的区別は存しない。⁽¹⁾ まして、いわんや、《sociétés civiles》と《sociétés commerciales》の区別はさらに困難である。⁽²⁾ 前者を組合契約、後者を営利社団法人と解することができないのは、フランス法においては、両者とも契約関係であり、かつ、法人であるばかりか、両者は営利団体であるという点でも共通しているからである。

周知のごとく、フランス法には、私的団体の種類として、営利団体としては、《société》が存するほか、非営利団体としては、政治、宗教、慈善、学術、技芸等の目的を追求する《association》（1901年7月1日法）、職業的利益擁護のための労働組合等の《syndicat》、営利団体相互の共通利益を擁護するための《groupement》（たとえば、1967年9月23日のオルドナンス）などが存する。⁽³⁾ ところが、やっかいなことには、まず第1に、営利と非営利との区別自体が理論上困難であり、第2に、営利団体たる《société civile》自体にも、特別法により、《sociétés civiles》という名称をもつものと、《groupements》という名称を付されたものとが混在しているのである。

では、営利目的と非営利目的との区別はどうであろうか。この問題を考える手がかりとして、さしあたり、《société civile》と《association》の区別を取り上げてみよう。両者の区別は、利益の分配の可否にあることはいうまでもない。しかし、これはある意味で形式的基準にすぎない。⁽⁴⁾ では、「純粋に非営利の目的」（but purement déintéressé）とはなにか。實際上では、これは「財産的利得を追求しない目的」（but non lucratif）と同視されているが、たとえば、会員制のスポーツ団体を例にとってみても、会員の施設利用料金が安上りとなる以上、金銭的利得がないというわけにはいかない。したがって、営利目的と非営利目的との区別は、いずれを主たる要素（élément prédominante）

とし、いずれを従たる要素 (élément accessoire) とするかによるほかないであろう。^[5] また、特別法上の《sociétés civiles》としては、集団利益農業会社 (S. I. C. A.—1961年8月5日のデクレ第61-868号)、土地民事会社 (sociétés civiles foncières—1964年12月16日の法律第64-1247号19条以下)、専門職民事会社 (sociétés civiles professionnelles—1966年11月29日の法律第66-879号)、資金公募民事会社 (1970年12月31日の法律第70-1300号)、建築販売民事会社 (sociétés civiles de construction vente—1971年7月16日の法律第71-579号)等の《société》形態を採るものと、森林団体 (groupements forestiers—1954年12月30日のデクレ第54-1302号)、共同経営農業団体 (G. A. E. C.—1962年8月8日の法律第62-917号)、農業土地団体 (G. F. A.—1970年12月31日の法律第70-1299号)等の《groupeement》形態を採るものがある。^[6]

以上のごとき《société》に関するフランスの法的構成と立法状況からすると、理論構成の面では、これを「会社」と訳すのが適当であり、事業内容の面では、これを「組合」と訳すのが適切であるように思われるが、一つには、1978年の民法典改正がソシエテに関する基本法を制定するためであったという実質的理由により、もう一つには、基本法中のソシエテなるタームを会社か組合かいずれか一方の用語に統一せざるをえないという技術的理由によって、以下において、ソシエテには「会社」という訳語をもってこれに当てる。^[7]

4 民法典第3編第9章は、商事会社と民事会社とに共通の規定を「総則」として置いたが (1832条ないし1844-17条)、これらの規定の大部分は1966年の商事会社法の規定と重複している。したがって、ここでは、改正前に「個別的公司」とされた会社類型のうちで、民事会社に固有な規定が改正法によりどのような特色を与えられたかという点に絞って検討しておこう。

まず、注目すべき点は、民法典上の民事会社に関する規定を1966年の商事会社法と比較すると、前者には「罰則」規定が欠けている。この点はきわめて重要であり、民法典上の民事会社に関する規定が「純粹に民事の法律」(loi purement civile)であることを示している。⁽⁸⁾したがって、民事会社に関する犯罪については、一般の刑罰法規に委ねられることになる。このように、純粹に民事法領域に属すべきものとされているにもかかわらず、民事会社は、改正によって、商事会社にきわめて近い構成が与えられることになった。その特色は以下の3点である。⁽⁹⁾

第三者保護 立法者は、この点にもっとも力を入れた。すなわち、第1に、公示制度を新設し、民事会社の設立に登記義務を課したばかりではなく(1842条, 施行令2条), 持分の譲渡, 業務執行者の交代, 組織変更, 本店所在地の移転, 解散等についても, 登記を義務づけた。第2に, 設立無効原因の補正制度を設けて設立無効を阻止し, 企業維持を図った(1844-12条以下)。そして, 第3に, 権利能力の範囲につき, 会社の目的の範囲内において業務執行者のなした行為は, 善意の第三者に対して会社を拘束するとして(1849条), 取引の安全を図った。

社員権保護 この点では, 第1に, 会社債務に対する社員の無限責任につき, 平等分割責任から出資額比例負担責任とした(1857条)。第2に, 退社制度を緩和したほか, 定款によって持分譲渡の制限をも緩和し, 投下資本回収を容易ならしめた(1869条)。

経営機構整備 商事会社の経営機構にならい, 民事会社の経営機構を大幅に刷新した。第1に, 業務執行者につき, その選任(1846条), 解任(1851条), 権限(1848条), 責任(1850条)に関する規定, 第2に, 社員総会決議(1852条)に関する規定, さらに第3に, 社員に対する情報開示(1855条)に関する規定などを整備し, これらの規定を商事会社法上の合名会社に関する規定とほぼ同一のものとした。

二
三
二

以上要するに、民法典上の民事会社は、主要な改正点では、いずれも商事会社法の規定を借用して、その面目を一新したのである。

- (1) 倉沢康一郎・会社法の論理（昭54）8頁以下参照。
- (2) したがって、現代外国法典叢書(4)（有斐閣）中の「仏蘭西民法〔Ⅳ〕財産取得法(3)」（昭31）205頁以下では、ソシエテを「会社」と訳さざるをえなかったのである。なお、山本教授は「営利組合」という訳語を当てられている（山本桂一・フランス企業法序説（1969）3頁以下）。
- (3) B. Mercadal et P. Janin, *La société civile—nouveau régime*, 1978, pp. 22-24; G. Ripert par R. Roblot, *Traité élémentaire de droit commercial*, t. 1, 10^e éd, 1980, n^{os} 701 et s.
- (4) わが国でも、営利法人と公益法人の区別は、職業野球球団と日本相撲協会、同じ出版社たるY社とS研究会などを比較すると、結局、利益配当の可否という形式的基準によらざるをえないことが理解される。なお、森泉 章・公益法人の研究（昭52）6頁以下参照。
- (5) Mercadal et Janin, *op. cit.*, pp. 22-24; Chartier, *op. cit.*, n^o 86.
- (6) Bezard, *op. cit.*, pp. 295 et s.; Mercadal et Janin, *op. cit.*, p. 10.
- (7) おな、野田良之「会社という言葉について」鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題(中)（昭50）691頁以下参照。
- (8) Chartier, *op. cit.*, n^o 16.
- (9) F. Lemeunier, *Comment constituer et gérer une société civile*, 10^e éd., 1979, B³, B⁴; Mercadal et Janin, *op. cit.*, pp. 13-14; Chartier, *op. cit.*, n^{os} 33 et s.

3 会社概念一改正法の内容(1)

5 民法典1832条1項は、「会社とは、二人以上の者が出資より生ずる利益の分配または経済上の利得を目的として財産または労務を出資することを約する契約をいう」と定める。すなわち、この規定は、
二 基本的には、《La société est un contrat…》とする旧規定の表現を
一 そのまま受け継いでいる。一体どこが変わったのであろうか。

旧法時代から、フランスでは、会社は単なる契約ではないとか、会社が契約であるかどうかは疑わしいとか、あげくのはてには、会社は

制度 (institution) であるとか、さまざまな議論がたたかわされていたが、改正法は、改めて会社の契約的側面を確認するにいたった。⁽¹⁾ したがって、「会社」というターム自体が、一面では、「契約」を示していることは否定しえない。会社の設立行為は契約である。それが「会社契約」(contrat de société) なる表現を廃止した理由でもある。しかし、会社は、他面では、複数人の団体であり、権利の主体たる「法人」(personne juridique) を示すタームでもある。結局、「会社」なるタームは、同一表現を用いて、会社の設立行為 (契約) とその実現の結果たる団体 (法人) とを同時に示すのである。⁽²⁾ その意味で、改正法の会社概念はその伝統を継承しているといってよい。しかし、改正法は、以下の2点において、旧法と異なる。

第1に、契約としての会社概念が拡張された点がそれである。旧1832条は、会社を「利益の分配」を目的とする契約としていたのに対して、新法は、「利益の分配または経済上の利得」を目的とする契約としている。そして、この「経済上の利得」(profiter de l'économie) が「利益」(bénéfice) より広義の概念であることはいうまでもない。この点は、議会の審議でもさんざん議論されたところであるが、それは、「金銭的または物質的な利得」(gain pécuniaire ou matériel) と解してよからう。⁽³⁾ したがって、この面では、会社概念が拡張されたのである。⁽⁴⁾

しかし、第2に、法人としての会社概念は、むしろ、縮小されたと考えられる。すなわち、旧法時代には、有名な1891年の破毀院判決 (Req. 23 février 1891, D. 1891. 1. 337) 以降、会社は法人であるとされてきたが、新1842条1項は、匿名組合 (1871条以下) を除き、会社はその登記のときから法人格を取得すると定め、法人格なき会社 (sociétés sans personnalité morale) の存在を認めた。会社の登記義務は、改正法の最大の特色の一つであり、立法者は、これにより、

民事会社の非公然・非合法的活動を規制しようとしたのである。したがって、法人としての会社概念は縮小されたが、他面、法人格と公示制度との結合により、法人格は強化されたともいえる。^[5]

6 ところで、民法典1834条は、「本節の規定は、法律に会社の形態または目的を理由とする別段の規定がある場合を除き、すべての会社にこれを適用する」として、第9章第1節「総則」がすべての会社（ソシエテ）に共通する基本法である旨を宣言する。たとえば、形態（forme）を理由とする規定には、1966年の商事会社法などがあり、目的（objet）を理由とする規定には、1966年の専門職民事会社法などがある。^[6]

まず、専門職民事会社法は、自由業（医師、弁護士、会計士、公証人等）の共同事業化という目的に限定された民事会社形態に適用される法律であるから、「目的を理由とする規定」であるとの意味は比較的理解されやすい。けれども、商事会社法がなにゆえに「形態を理由とする規定」であるのかについては、それほど明解ではない。なぜならば、民事会社も商事会社も等しく「営利会社」だからである。そこで、商事会社法1条2項は、「合名会社、合資会社、有限会社、株式会社および株式合資会社は、その形態により、その目的のいかんを問わず、これを商事会社とする」と定め、法文上においてこの点を明らかにしている。会社の「商事性」（caractère commercial）それ自体からして、「会社の形態または目的」によって定められるものであるとしている以上（商事会社法1条1項）、右のごとき解決がぜひとも必要だったのである。

二九 かくて、民法典第3編第9章は、営利私法人の基本法としての地位を名実共に確立した。では、民法典が構想する「会社」（ソシエテ）とは、どのような特色をもつ団体形式なのであろうか。この点を明らかにするために、フランス法上、《société》と区別される類似の契約

形態である《indivision》とを対比して検討しておこう。いうまでもなく、民法典上の民事会社は「共有」関係であり、多くは相続から生ずる共有に対して、19世紀末から判例が法人格を認めてきているからである。⁷⁾

「会社」(民法典1832条以下)と「共有」(民法典815条以下)とを区別する基準として、第1に発生原因の点ではどうか。しかし、会社は、共有により家族財産の分散を阻止し、共有財産の運営方法として利用されることが少なくない。では、第2に団体目的の点ではどうか。しかし、「共有会社」(*sociétés d'indivision*)という表現が存するくらいであるから、この区別はとりえない。第3にアフェクチオ・ソキエターチス(*affectio societatis*)の点ではどうか。アフェクチオ・ソキエターチスについては、さまざまな解釈がありうるが、その最大公約数は「協力の意思」(*volonté de collaboration*)を内容とする。しかし、この点でも、共有の合意には財産の保存・管理等の合意が存する。第4に団体組織の点ではどうか。しかし、この点も、1976年12月31日の法律による民法典815条以下の相続財産の分割に関する規定の改正により、農業経営、居住用建物または職業用建物等の共有＝不分割を認め(民法典815-1条)、その運営方法を定めたので(同815-3条、815-10条、815-11条、815-12条、815-14条等)、会社との区別は困難である。第5に団体の存続期間の点ではどうか。会社は99年を限度とするが(同1838条、なお、施行令3条)、共有＝不分割は原則として5年を超えることができない(同815-1条5項)。その意味で、共有は一時的状態にすぎないともいいうるが、会社の場合と同じく更新が認められているので、決定的指標とはなりえない。そして、第6

二
一
八

に構成員の行為能力の点ではどうか。会社が契約である以上、その構成員が無能力者でないことを要すると考えられるが(同1123条参照)、この点では、夫婦会社(*sociétés entre époux*)の場合を除き(同

1832-1条), 法は沈黙している。したがって, この点は一般原則にしたがって解決をはかるほかあるまい。もっとも, 立法過程でとりわけ問題とされたのは, 逆に, 法人が社員 (= 構成員) になりうるかという点であった。これは, 会社においてはもちろん可能であるのに対して, 共有においては, 当初は禁止されようとしていたが, 結局, この禁止は撤回されるにいたった (同1870条4項)。

以上検討したところによれば, 1976年および1978年の民法典改正により, その改正前には会社と共有 (= 不分割) とを区別しえた前述の六つの指標はいずれも不十分なものとなってしまうのである。⁽⁸⁾ それゆえ, 会社は, 共有財産と比較し, わずかに, その組織構造の点で優れており, とりわけ, 共同事業体として安定性を有する団体であるという点に特色がみられるにすぎない。

(1) Charier, op. cit., nos 62 et 63.

(2) 野田・前掲論文705-706頁。会社なるタームには, 契約と法人格が「共存」(coexistence)するとさえいわれる (Mercadal et Janin, op. cit., p. 19.)。

(3) Chartier, op. cit., n° 83.

(4) Yves Guyon, Les dispositions générales de la loi n° 78-9 du 4 janvier 1978 portant réforme des sociétés, Revue des sociétés, 1979, p. 14.

(5) Guyon, op. cit., pp. 7 et s.; Chartier, op. cit., n° 127.

(6) Jacques Richard, La modification des articles du Code civil s'appliquant aux sociétés, J. C. P. 1978, éd. N., 6763, p. 41. 専門職民事会社法の全訳は, 中村真澄=梅津博道=吉武雅子共訳「1969年フランス会計監査人制度」比較法学 (早大比研) 15巻1号 (昭55) 中の80頁以下に収められている。

(7) 以下の叙述は, 主として, Francis Caporale, Société et Indivision, Revue des sociétés, 1979, pp. 265 et s.; Bezard, op. cit., pp. 65-75. に拠る。なお, 一部は, Mercadal et Janin, op. cit., p. 21; Ripert par Roblot, op. cit., p. 462. に拠る。

(8) Bezard, op. cit., p. 75. この点につき, 立法を厳しく批判するもの

として, Corinne Saint-Alary-Houin, *Les critères distinctifs de la société et de l'indivision depuis les réformes récentes du code civil*, Rev. trim. dr. com., 1979, p. 695. を参照。

4 民事会社—改正法の内容(2)

7 民法典1845条1項は、「本節の規定は、すべての民事会社にこれを適用する。ただし、民事会社のうちの一定の会社が特別の法令の適用を受けるときは、このかぎりではない。」とし、さらに、第2項では、「すべての会社は、法律が会社の形態、種類または目的により他の性格を付与しないかぎり、これを民事会社とする」として、前掲の1834条に対応する規定を設けている。したがって、会社形態の上では、民事会社が基本形態であり、商事会社はその特別形態であるといつてよい(商事会社法1条参照)。

では、民事会社は、実際には、どのような事業分野で利用されているのであろうか。法は、この点に関し、別段の定めを設けていないが、抽象的にいえば、それは民事活動(*activité civile*)であり、かつ、営利事業であるといいうる。では、民事活動とはどのような事業内容をもつ活動であろうか。これは、商法典632条および633条に列挙する商行為(*actes de commerce*)を行なうことを主たる目的とする商事活動との対比で逆に明らかにするほかない。しかし、その場合でも、民事活動と商事活動との双方を行なう会社が存することが少なくなく、その区別は微妙である。⁽¹⁾ たとえば、民事会社の典型である農業経営を目的とする会社の場合、砂糖きびまたは砂糖大根の生産を主たる目的とする会社がこれに加工することは、生産の附随的行為にすぎず、全体としてなお民事活動とみなしうるが、逆に、加工を主たる目的として、生産を附随的に行なうにすぎないときは、この農業経営は商事活動を行なうものとみなされるのである。⁽²⁾

このように、主たる活動が民事活動である民事会社の事業分野は、具体的には、ほぼ以下の七つのカテゴリーに分けられる。^③

①農業経営 (agriculture) ——この分野では、現在、農業土地団体 (C. F. A.) が 3,800件、集団利益農業団体 (S. I. C. A.) が 2,000件、共同経営農業団体 (G. A. E. C.) 13,000件 (さらに、農業協同組合 (C. O. O. P. agricole) 約11,000件) など、特別法上の民事会社が発達している。

②採掘業 (extraction) ——鉱業および河川漁業がこれに含まれる。ただし、海洋漁業は商行為に該当する (商法典633条2号)。

③知的活動 (activités intellectuelles) ——著作、発明、考案などの精神的・創造的活動を含む。

④自由業 (professions libérales) ——とりわけ、公証人の専門職民事会社の発展が著しく、1977年6月現在、1,040社存する。弁護士業の分野でも民事会社設立件数の増大が目覚しいが (パリに78社)、いわゆる監査法人の設立はきわめて少ない。

⑤不動産業 (activités immobilières) ——1967年の新倒産法が不動産投機を商行為として以来、この分野では、建売住宅用地の購入および不動産賃貸のみが民事活動とされるにすぎない。しかし、フランスにおいて建設された建物の過半数が民事会社によるものという。

⑥手工業 (artisanat) ——これは、指物細工、パン・菓子製造、時計・宝石細工など職人 (アルチザン) によるフランスの伝統的職業保護のための措置である。したがって、第1に、職人みずからが仕事を行ない、原則として他人の労働に依存するものでないこと、第2に、その職業を継続的な方法で、かつ本人の計算において行なうことを要す (1962年3月1日のデクレ62-235号参照)。

⑦共同組合事業 (groupements coopératifs) ——これは、商工業、農業、自由業 (医療法人等) 等、広範な分野で利用される。

このように、民事会社の事業分野は、きわめて広く、今後その利用は、ますます増大すると予想されているのである。⁴⁾

8 そこで、改正法による民事会社の基本的フレームワークにつき、これを資本機構と経営機構の二つの側面に分けて、概観しておこう。

資本機構 社員の出資義務は、すべての種類の会社に共通の原則であって、例外が存しない（民法典1832条1項）。したがって、これに反する場合には、会社の設立無効原因となる（同1844-10条1項）。出資は、金銭出資、現物出資または労務出資に限定されるが（同1843-3条1項）、現物出資には、所有権出資（同2, 3項）、使用権出資（同4項）および用益権出資（同1844条3項参照）が含まれ、労務出資⁵⁾は資本を構成しない（同1845-1条2項）。

他方、投下資本回収の方法としての持分の譲渡は、書面によることを要し、定款に別段の定めがないかぎり、指名債権譲渡の対抗要件（民法典1690条）を備えなければ、第三者に対して対抗しえない（同1865条）。譲渡は、原則として、全社員の承認を要し、定款の定めをもって、社員の多数決または業務執行者の同意によって承認を与えることができる（同1861条）。譲渡の承認請求を拒否した場合には、当該持分を社員が買取るか、第三者たる譲受人を指定するか、あるいは、会社を買取って消却することができる（同1862条）。譲渡申出の通知後6ヵ月以内に回答がない場合には、承認があったものとみなされる（同1863条）。このように、資本に影響をもたらさない出資回収の方法とともに、資本の減少をもたらす出資の払戻し（退社制度）をも設けている。これによると、定款に定める条件にしたがい、定款に定めがない場合には、他の社員の全員一致の決議をもって、出資の全部または一部の払戻しが可能である（同1869条1項）。

二
四

会社債務に対する社員の責任は、その持分の割合に比例する無限責任であるが（同1857条1項）、定款に損失分担の割合を定めた場合は、

このかぎりではない（同1844-1条）。ただし、社員の義務の加重は、本人の同意を要す（1836条2項）。また、民事会社の社員の責任は、合名会社の場合と異なり（商事会社法10条）、連帯責任ではない。⁶⁾社員には、一種の検索の抗弁が認められる（民法典1858条）。

経営機構 改正前は、業務執行者は必要的機関ではなかったが、改正後は、必要的機関となった点が注目される（同1846条1項）。業務執行者の資格は、社員である必要はなく（同1項）、法人でもよい（同1847条）。その選任は、定款または社員の多数決により（同1846条2項・3項）、その解任についても同じである（同1851条）。

業務執行者の権限は、社員が自由に定款をもって制限することができ（民法典1848条3項）、第三者に対しては対抗できない（同1849条3項）。業務執行者は、会社または第三者に対して、法令もしくは定款の違反、またはその任務懈怠について民事上の責任を負う（同1850条）。

他方、会社の意思決定は、社員総会において行なわれる（同1844条1項、1852条）。そこでの決議方法には、総会における多数決（同1853条）、書面協議による多数決（同1853条）および書面による総社員の同意（同1854条）の三つがある。決議事項の内容にしたがい、これらの決議方法を組み合わせることも、決議要件を加重・軽減することもさしつかえない。

以上のごとく、民事会社の運営方法が整備されたほか、社員のいわゆる監督・是正権が強化された。すなわち、第1に、社員の帳簿・書類閲覧権（民法典1855条）、第2に、業務執行者の社員に対する業務報告義務（同1856条）にみられるごとき社員に対する情報開示の拡充、第3に、社員による裁判所に対する業務執行者の解任請求（同1851条2項）などがそれである。

(1) 民事会社は、わが国でも、商行為以外の営利行為（たとえば、農業、

漁業、鉱業等）を行なうことを目的とする社団法人であるとされるが、実定法上、会社とみなされ（商52条2項）、かつ、その行為には商行為に関する規定が準用されているうえに（商523条）、商人とみなされるのであるから（商4条2項）、商事会社と区別する実益はない。

- (2) Lemeunier, op. cit., B⁸; Mercadal et Janin, op. cit., p. 15.
- (3) 民事会社の事業分野については、Mercadal et Janin, op. cit., pp. 14-19; Bezard, op. cit., p. 287; Lemeunier, op. cit., B⁸⁻¹².
- (4) 以上で用いた統計は、Bezard, op. cit., pp. 289-290. に拠る。
- (5) 労務出資は、専門職民事会社および共同経営農業団体（G. A. E. C.）などを除けば、実際上まれである（Mercadal et Janin, op. cit., p. 79.）。
- (6) 特別法上の民事会社である専門職民事会社の社員は連帯責任を負う（1966年11月29日の法律第66-879号15条1項）。また、実際上においては、会社債務について社員が連帯保証をなす場合が少なくない（Mercadal et Janin, op. cit., p. 228.）。

5 法人格なき会社—改正法の内容(3)

9 改正法は、すでに述べたように、匿名組合に関する規定を商事会社法（419条ないし422条）から民法典（1871条ないし1873条）へ移した。匿名組合（société en participation）については、明文をもって、法人格をもたず、公示を要しない旨が定められている（民法典1871条1項）⁽¹⁾。そればかりか、民法典1873条は、匿名組合に関する規定を「事実上の会社」（sociétés créées de fait）に準用する旨を定めた。したがって、法人格なき会社としては、匿名組合と事実上の会社⁽²⁾の2種類が存在するにいたったのである。

法人格なき会社という観念を法認することについては、立法過程においても非常に問題とされた。フランス法においては、財産という観念と法人格という観念とはきわめて緊密な結びつきをもっており、法人格を否認することは伝統的法理論に反するが、逆に、法人格なき会社を否認することは現実に反するという二律背反に直面したからである。⁽³⁾ しかし、改正法は、結局、事実上の会社を匿名組合として処理

二二二

することにした。では、匿名組合と事実上の会社とはどこが異なるのであろうか。前者は、構成員が登記しないことを望んだものであるが（民法典1871条1項）、後者は、当事者が会社設立の意図を示さずに社員として行動した場合、これを裁判所が会社と認定したものをいうと解される。⁽⁴⁾

いうまでもないことではあるが、法人格なき会社に関する規定は、民事目的であると商事目的であるとを問わず、すべての会社に適用される（民法典1871-1条）。非営利団体契約法では、むしろ、法人格なき団体のほうが原則とされている点に注意する必要がある（1901年法5条参照）。それゆえ、法人格なき会社もまた「会社」であることには変わりはなく、契約としての会社に不可欠な3要素である、出資、利益分配（または経済上の利得）目的、アフエクト・ソキエターチス充足されていなければならない。その意味で、会社の定義規定である民法典第1832条は強行法なのである。⁽⁵⁾

(1) 匿名組合の法人性の検討については、小西美典「フランス法人論序説——判例を中心として」大阪市大法学雑誌6巻4号（昭35）135頁以下を参照。

(2) もっとも、「事実上の会社」には、ここでいう《sociétés créées de fait》と、設立無効と結びついた《sociétés de fait》とがある（商事会社法368条、369条、民法典1844-15条、1844-16条参照）。Chartier, op. cit., nos 415 et 416. この点で重要な邦語文献としては、大山俊彦「フランスにおける事実上の会社(1)(2)」法学新報81巻4号、5号（昭49）を参照。

(3) Chartier, op. cit., nos 348-355. 法人格なき会社の承認について、議會で中心となってねばり強くこれを推し進めたのはフォワイエ教授だという（Mercadal et Janin, op. cit., p. 327）。

(4) Bezard, op. cit., p. 519; Mercadal et Janin, op. cit., p. 329.

(5) Mercadal et Janin, op. cit., p. 329.

3 非営利団体契約法

Ⅰ 非営利団体の性格

1 非営利団体 (association) は、会社 (société) と同じく、実質的には、複数人による共同事業形態であり、形式的には、契約である。しかし、同時に、非営利団体は、営利団体たる会社と異なり、学術・技芸・慈善・宗教・政治などの非営利目的を有する団体であり、フランスでは、1901年7月1日法 (Loi du 1^{er} juillet 1901 relative au contrat d'association) によって成立した。⁽¹⁾

しかしながら、フランスにおいては、非営利団体の結成が1901年にいたって初めて一般的に承認されたということが注目される。その理由は、根本的には、フランス革命(1789)以来の非営利団体 (groupements à but non lucratif, groupements désintéressés) に対する不信にある。⁽²⁾ フランス革命の時期に、政治目的を有する団体、とりわけ政治クラブ (clubs) がはたした大きな役割は、その後の政府当局をして、非営利団体に対する警戒の念を強めさせ、1810年制定の刑法典は、21人以上の「非営利」(désintéressé) の団体の結成行為自体を処罰するほどであった (291条以下)。したがって、非営利団体は、会社 (営利団体) の形態に仮装することが少なくなかったという。⁽³⁾ これが、国家と個人との中間に営利団体以外の団体を介在させるべきでないとする考え方 (中間団体排除の思想) へと純化されたのである。したがって、ロブロ教授は、非営利団体と営利団体を区別する理由は、純粹に政治上のものであり、利益追求を目的とする団体に対しては、二〇
国は少しも不信の念を抱いていないとさえる。⁽⁴⁾

2 ところで、非営利団体たる性格を規定する「非営利性」とはどのような意義を有するものであろうか。非営利団体は、公益法人では

ないが、公益 (utilité publique) を追求することが禁止されているわけではない。それどころか、非営利団体にとって、公益の追求はむしろ望ましいことといわねばならない。法文の表現上もそう解される(10条参照)。

問題はやはり非営利と営利の区別にある。そして、1914年3月11日の破毀院連合部判決 (D. 1914.1.257) は、その意味では画期的判決であったといわれている。すなわち、判決によれば、会社(ソシエテ)は、「その存立条件として、構成員間で利益分配を要する」のに対して、非営利団体は、「利益分配を排除することを要する」としたのであった。もともと、ソシエテは「利益分配」を目的とし(民法典旧1832条)、アソシアシオンは「利益分配以外」を目的とする旨を明文をもって規定しているのであるから(1901年法1条)、あたりまえといえ、まことにあたりまえの判決であるともいえる。しかし、この判決は、営利団体は営利追求を目的とするという一般的理解ないし巷間の俗説を退けるうえで大きな意義をもっていたのである。⁶⁾ しかし、1978年の民法典の改正により、利益分配の目的以外にも「経済上の利得」を目的とすることによって(民法典新1832条1項)、ソシエテ概念が拡張された結果、ソシエテとアソシアシオンとの区分基準としての利益配当目的の有無によりえなくなったのである。ギュヨン教授は、両者の区分が不明確になったことを嘆いている。なぜなら、アソシアシオンの目的は非営利であるとしたところで、アソシアシオンが究極的に営利目的を追求することを禁止することはできないからである。⁶⁾ ソシエテが単なる経済上の利得を追求することを目的とし、アソシアシオンが利益分配以外の目的を追求しようというのでは、両者が交錯する場合は当然ありうるように思われる。いずれにしても、この点は、困難な問題である。

3 次に問題となりうるのは、アソシアシオンの「公益性」であ

る。1901年法第10条は、「公益性を承認された非営利団体」(association reconnue d'utilité publique)の問題を扱っている。すなわち、主務官庁(コンセイユ・デタ)の定める施行規則の承認基準を充足することが公益団体たる資格を取得する条件なのである。こうしてみると、アソシアションとしては、公益団体としての資格をもつものはむしろ例外であることが理解される。そこに、アソシアションを一般的に公益法人と解しえない理由がある。

アソシアションは、通常、「観念的理想的目的」の団体と「経済的物質的目的」の団体とに類型を分けて説明される。⁷⁾ 公益性の承認が問題となるのは無論前者についてである。しかし、アソシアションの原則的類型はむしろ後者にあると思われ、その代表例が協同組合(sociétés coopératives)、相互扶助組合(sociétés de secours mutuels)、職業組合(syndicats professionnels)、相互保険(assurances mutuelles)などであり、わが国と同じく、フランス法でも特別法が支配する領域である。したがって、アソシアションの大多数は、非営利の経済活動をしていることになる。経済活動の分野で公益性を確保するためには、私法人形態を維持することは困難である。それゆえに、経済活動の分野には、いわゆる公法人(公益事業、公企業)が私法人(私企業)と競合して活動しているのである。かくて、アソシアションは、法形式上においても、またその現実の利用形態としても、原則的には、営利法人と公益法人との中間形態として理解されるのである。

- (1) 非営利団体契約法の本格的研究は、わが国においては、山本桂一教授によってなされた(山本・前掲書69頁以下参照)。また、1901年7月1日法的全訳には、森泉 章「フランス『1901年7月1日法』(Loi du 1^{er} juillet 1901)——非営利社団契約に関する法律(Relative du contrat d'association)」青山法学論集14巻3号(昭47)161—169頁(森泉・前掲書104頁以下所収)がある。

- (2) J. Hamel, G. Lagarde et A. Jauffret, *Droit commercial*, t. 1, 2^e éd., 2^e volume, 1980, p. 38; Ripert par Roblot, *op. cit.*, p. 459. なお、山本・前掲書10—11頁, 69頁以下。
- (3) Hamel, Lagarde et Jauffret, *ibid.*
- (4) Ripert par Roblot, *ibid.*
- (5) Hamel, Lagarde et Jauffret, *op. cit.*, p. 40.
- (6) Yves Guyon, *Droit des affaires*, 1980, pp. 100 et s.
- (7) 山本・前掲書74頁以下。

2 非営利団体契約法の構成と特色

4 非営利団体契約法（1901年法）は、全文35条から成り、全体が4章に分けられている。まず、第1章（1条ないし9条）はいわゆる総則規定に相当し、第2章（10条および11条）は公益団体に関する特則ともいふべきものに相当し、第3章（13条ないし21条）は宗教団体（*congrégation religieuse*）に関する特則である。⁽¹⁾そして、第4章（22条以下）は、外国非営利団体（*associations étrangères*）に関する特則であり、1939年に追加された。このように、本法は、いわば狭義の非営利団体と公益団体、宗教団体および外国非営利団体を含めた広義の非営利団体とを規制対象とするきわめてカバーする範囲の広範な法律であるといいうる。したがって、本法の非営利私法人基本法としての中核的部分は、第1章に存すると考えてよい。

ところで、第1章を中心とする狭義の非営利団体（固有の意義におけるアソシアション）の構成要素はなんであろうか。1901年法第1条は、アソシアションを定義して、「非営利団体とは、数人がその知識または活動を、利益の分配以外の目的で、永続的に、共同財産として提供することを約する契約をいう。非営利団体は、その効力に関しては、契約および債務に適用される法の一般原則にしたがう。」としている。そこで、この定義規定を分析すれば、ほぼ以下の4点を指摘す

ることができよう。⁽²⁾ すなわち、まず、第1に、複数人の契約であること。契約 (convention) であるから、法の一般原則 (民法) にしたがわせるのである。第2に、利益の分配以外の目的を有すること。これが一般に非営利目的といわれるものである。第3に、出資があること。知識または活動を共同財産として提供する必要がある。そして、第4に、永続的結合関係であること。団体であるということは、永続的生命を獲得することを意味する。届出のある非営利団体は法人なのである (2条但書, 5条1項, 6条)。

5 非営利団体契約法の構成上の特色はどこにみられるであろうか。ソシエテとの対比に注目して、簡単に整理しておこう。⁽³⁾

団体結成の自由 1901年法は、非営利団体に対する従来の原則禁止から原則自由へ転換をはかった。したがって、許可はおろか、届出さえなしに、自由にこれを結成または設立できることになり、人々は、もはや、刑法典 291 条以下 (1901年法21条により廃止) による刑事制裁の不安におびえる必要はなくなったのである (自由結成主義)。

法人格の取得 非営利団体には、届出非営利団体 (associations déclarées) と無届非営利団体 (associations non déclarées) との2種類があり,⁽⁴⁾ 県知事または郡長に対する届出 (déclaration) という公示手続を履践しなければ法人格を取得しえない (2条但書, 5条)。この届出主義は、ソシエテの設立準則主義と実質的にはほぼ同内容のものと考えてよい。したがって、無届非営利団体は法人格をもたず、この点が一般に法人格の承認されているソシエテとの最大の相違となる。

権利能力の範囲 非営利団体の権利能力は、ソシエテのそれと比較すると、きわめて限定されざるをえない。いうまでもなく、無届非営利団体は法人格を有さないからである。しかし、それだけではない。届出非営利団体でさえもその権利能力は限定されており、無償で財産

を取得することができない（6条）。もっとも、公益性の承認を受けた非営利団体（10条）は、財産を無償取得しうる能力を有するが（11条2項）、この場合には、主務官庁の監督によって、多数の制限条項を定款中に設けられることになる。⁽⁵⁾

損失の分担 非営利団体の債務については、届出非営利団体の場合、その構成員は個人責任を負わないが、無届非営利団体の場合、構成員は、契約の当事者となったときにかぎり、第三者に対して債務を負担する。

解散時の団体財産の帰属 非営利団体が解散する場合、その構成員は、自己の出資の返還を求めることはできるが、残余財産の分配を請求することができない（Seine civ., 20 mai 1959, Rev. soc., 1960, 187）。当該残余財産は、他の非営利団体に帰属することになる。⁽⁶⁾ そこに、公益性への配慮がみられるのである。

(1) フランスの公益法人（および宗教団体）の概観としては、林 寿二「フランスの公益法人について」国学院法学8巻3号（昭46）14頁以下を参照。

(2) 山本・前掲書91頁。

(3) 以下の叙述は、Ripert par Roblot, op. cit., p. 460; Hamel, Lagarde et Jauffret, op. cit., p. 39. を参照。

(4) 無届非営利団体については、大野博実「フランス法における無届非営利社団」早大法研論集23号（1981）55頁以下を参照。

(5) Ripert par Roblot, ibid.

(6) Ripert par Roblot, ibid.

〔奥島 孝康〕

Ⅱ 民法典第3編第9章「会社」

(1978年1月4日の法律第78-9号により改正)

第1節 総 則

第1832条〔会社の定義〕

① 会社とは、2人以上の者が出資により生じる利益の分配または経済上の利得を目的として財産または労務を出資することを約する契約をいう。

② 社員は、損失を分担する義務を負う。

第1832-1条〔夫婦会社の特則〕

① 夫婦は、夫婦のみで、または他の者と共に同一の会社の社員となり、かつ夫婦共にまたは単独で会社の業務に参加することができる。ただし、夫婦双方が会社債務につき無限にかつ連帯して責任を負わない場合にかぎる。

② 夫婦間の会社契約から生じる利益の供与その他の贈与は、その条件が公正証書によって定められていたときには、仮装の贈与であることを理由として、これを取消することができない。

第1833条〔会社設立の基本要件〕

会社は、適法な目的を有することを要し、かつ、社員の共同の利益のためにこれを設立しなければならない。

二
〇
四

第1834条〔適用範囲〕

本節の規定は、法律に会社の形態または目的を理由とする別段の規定がある場合を除き、すべての会社にこれを適用する。

第1835条〔定款の必要的記載事項〕

定款は、書面をもってこれを作成しなければならない。定款には、各社員の出資のほか、会社の形態、目的、名称、本店所在地、資本、存続期間および会社運営の方法を記載しなければならない。

第1836条〔定款の変更・社員の義務の加重〕

① 定款は、別段の条項がある場合を除き、総社員の一致をもってのみこれを変更することができる。

② 社員の義務は、いかなる場合においても、その社員の承諾なくしてこれを加重することができない。

第1837条〔本店所在地の効果〕

① フランス領土に本店を置く会社は、フランス法にしたがう。

② 第三者は、定款上の本店を援用することができるが、会社は、その事実上の本店が定款上の本店以外の地にあるときには、定款上の本店をもって第三者に対抗することができない。

第1838条〔存続期間〕

会社の存続期間は、99年を超えることができない。

第1839条〔定款、設立手続または定款変更手続の補正〕

① 法令によって要求される定款の記載事項のいずれかが欠けているとき、または会社の設立について法令によって定められた手続を履行せず、もしくは適法な履行がないときは、すべての利害関係人は、

設立に関する補正命令を裁判上請求することができる。この補正命令には、過怠金の制裁を付加することができる。検察官もまた補正命令を裁判上請求することができる。

② 前項の規定は、定款の変更の場合にこれを適用する。

③ 第1項に定める補正命令を求める訴権は、会社の登記のときから、または定款変更を証する証書の公示のときから、3年を経過したときは消滅する。

第1840条〔発起人・会社役員の損害賠償責任〕

① 発起人ならびに会社の業務執行、指揮または管理の各機関の最初の構成員は、定款の必要的記載事項の欠缺により、または会社の設立について定められた手続を履行せず、もしくは適法に履行しないために生じた損害について、連帯して責任を負う。

② 前項の規定は、定款変更の場合において、その変更の際に在任中の会社の業務執行、指揮または管理の各機関の構成員に対してこれを適用する。

③ 前2項に定める訴権は、第1839条第3項に定める手続のいずれかが履行された日から10年を経過したときに消滅する。

第1841条〔資金公募・流通証券発行の禁止〕

会社が資金を公募し、または流通証券を発行する行為は、法律により許可された場合を除き、これを禁止する。これに違反して締結された契約または発行された証券は無効とする。

第1842条〔会社の法人格と登記〕

① 第3節に定める匿名組合を除く会社は、その登記のときから法人格を取得する。

② 前項の登記がなされるまでは、社員相互の関係は、会社契約ならびに契約および債務に適用される法の一般原則にしたがう。

第1843条〔設立中の会社のために負担した債務の帰属〕

登記前に設立中の会社の名において行動した者は、その行為より生じた債務につき、会社が商事会社の場合は連帯して、会社が商事会社以外の場合は連帯しないで責任を負う。適法に登記された会社は、その債務を承継することができる。この場合、その債務は当初から会社によって約定されたものとみなす。

第1843-1条〔財産出資・権利出資の公示手続〕

第三者に対抗するため公示を必要とする財産または権利の出資は、会社の設立登記前に、かつ、その登記が行なわれることを条件として、これを公示することができる。設立登記がなされたときは、公示手続の効果は、その手続が行なわれた日に遡及する。

第1843-2条〔資本に対する社員の権利〕

資本に対する各社員の権利は、会社の設立時または会社の存続中における社員の出資の割合に応じるものとする。

第1843-3条〔出資義務の履行〕

① 各社員は、その約定した現物出資、金銭出資または労務出資のすべてを会社に対して給付すべき債務を負担する。

二〇 ② 現物出資は、その目的たる権利の移転および財産の現実の給付
一 によってこれを履行しなければならない。

③ 出資の目的が物の所有権である場合、その出資者は、会社に対して、買主に対する売主としての担保責任を負う。

④ 出資の目的が使用権である場合、その出資者は、会社に対して賃借人に対する賃貸人としての担保責任を負う。ただし、使用権の出資が、会社の存続中、通常継続的供給を必要とする種類の物またはその他の財産について行なわれる場合には、その契約により出資財産の所有権は会社に移転するものとし、これに対して会社は同量、同種および同額のものを返還する義務を負う。この場合、出資者は、前項に定める条件にしたがい担保責任を負う。

⑤ 会社に対して金銭の出資をなすべき義務を負っている社員がその履行を怠っている場合、その社員は、会社からの請求がなくとも法律上当然に、払込期日から払込金の利息を支払う義務を負い、かつ遅延利息を超える損害が生じたときは、その損害を賠償する義務を負う。

⑥ 会社に対して労務出資をなすべき義務を負っている社員は、その出資の目的たる活動によって実現したすべての利益を会社に帰属させなければならない。

第1843-4条〔持分の評価方法〕

社員の持分の譲渡または会社によるその買取について規定がある場合において、持分の価額につき、当事者間で合意が成立しないときは、鑑定人がこれを定める。鑑定人は、当事者の合意により、当事者間で合意が成立しないときは、裁判所長の命令をもってこれを選任する。裁判所長の命令は、即決審理の形式においてこれをなし、かつ、これに対しては不服を申立ることができない。

第1844条〔社員の議決権とその行使方法〕

① すべての社員は、会社の意思決定に参加する権利を有する。

② 持分の共有者は、その共有者の中から、または共有者以外の者から1人の受任者を選任して、この者を会社の意思決定に参加させな

ければならない。共有者間で意見が一致しないときは、共有者の請求にもとづき、裁判所が受任者を指名する。

③ 持分に用益権が設定されている場合、議決権は虚有権者に属する。ただし、利益処分に関する決議については、用益権者が議決権を有する。

④ 会社は、定款をもって前2項の規定と異なる定めを設けることができる。

第1844-1条〔利益の分配・損失分担の割合・獅子約款の禁止〕

① 定款に別段の条項がある場合を除き、各社員の利益の分配および損失の分担の割合は、資本に対する社員の持分の割合に応じるものとし、かつ、労務のみを出資した社員の持分の割合は、最小額の財産出資をなした社員のそれに等しいものとする。

② 前項の規定にかかわらず、ある社員に対し会社のすべての利益を付与し、またはすべての損失を免除する約定、およびある社員を利益の分配から排除し、またはすべての損失を負担させる約定は、記載のないものとみなす。

第1844-2条〔物的担保権の設定〕

（1978年7月17日の法律第78-753号第64条により改正）会社財産に抵当権その他の担保権を設定するためには、その設定が公正証書による証明を要する場合であっても、私署証書によって証明された決議または授権にもとづく権限によってこれを行なうことができる。

一九九

第1844-3条〔組織変更および存続期間の延長〕

会社が他の形態の会社へ適法に組織変更を行なった場合においても、これにより新たな法人格は発生しない。会社の存続期間の延長その他

の定款変更が行なわれた場合も同様とする。

第1844-4条〔合併および分割〕

① 会社は、清算中といえども、合併によって他の会社に吸収され、または新会社の設立に参加することができる。

② 会社は、分割によって、既存の数会社または新設の数会社にその財産を移転することができる。

③ 前2項に定める合併または分割は、形態を異にする会社間においてもこれを行なうことができる。

④ 会社の合併または分割は、各当事会社において、その定款変更に必要な条件にしたがってこれを決定しなければならない。

⑤ 合併または分割によって会社が新設される場合には、新設される各会社は、その採用する形態の会社の設立に関する規定にしたがってこれを設立しなければならない。

第1844-5条〔一人会社〕

① 会社は、すべての持分が1人の社員に帰属しても、法律上当然には解散しない。この状態が1年の期間内に補正されなかったときは、利害関係人は会社の解散を請求することができる。

② すべての持分の用益権が同一社員に帰属しても、会社の存続にはいかなる影響をも及ぼさない。

第1844-6条〔存続期間延長の要件・手続〕

① 会社の存続期間の延長は、総社員の一致をもって、または定款にその旨の規定があるときは、定款の変更につき定められた多数をもってこれを決定しなければならない。

② 存続期間を延長すべきか否かを決定するため、会社は、その存

続期間満了の日の少なくとも1年前に、社員の意見を聴かなければならない。

③ 前項に定める社員の意見の聴取が行なわれないときは、申請にもとづき決定する裁判所長に対し、社員の意見を聴取すべき任務を負う受任者の裁判上の選任を請求することができる。

第1844-7条〔解散事由〕

会社は、つぎに掲げる事由によって解散する。

- 1° 存続期間の満了。ただし、第1844-6条にしたがって存続期間の延長がなされた場合を除く。
- 2° 会社の目的の達成またはその消滅
- 3° 会社契約の無効または取消
- 4° 社員により決定された存続期間満了前の解散
- 5° 正当な理由がある場合、とくに社員の義務の不履行または会社の運営を麻痺させる社員間の不和が生じた場合における社員の請求にもとづく裁判所の解散判決
- 6° 第1844-5条に定める場合の裁判所の解散判決
- 7° 会社の清算整理を命じる裁判所の判決
- 8° 定款に定めたその他の事由の発生

第1844-8条〔清算手続〕

① 第1844-4条に定める場合を除き、会社が解散したときは清算をしなければならない。解散は、その公示後にかぎり、第三者に対して効果を生じる。

② 清算人は、定款の規定にしたがってこれを選任しなければならない。定款に規定がない場合は、社員が清算人を選任し、社員がその選任手続をなすことができないときは、裁判所の決定をもってこれを

選任する。清算人は、その選任の場合と同一の条件にしたがって、これを解任することができる。清算人の選任および解任は、その公示をなした日以後にかぎり、これをもって第三者に対抗することができる。清算人の選任または解任が適法に公示されたときは、会社または第三者は、自己の債務を免れるために、選任または解任が適法に行なわれていなかったことを主張することができない。

③ 会社の法人格は、清算結了の登記がなされるまで、清算を行なうために必要な範囲において存続する。

④ 清算手続が解散の日から3年以内に結了しないときは、検察官またはすべての利害関係人は裁判所に申立をなすことができ、裁判所は、この申立にもとづき清算手続を行ない、清算がすでに開始されているときは、その結了にいたるまでの手続を行なう。

第1844-9条〔残余財産の分配〕

① 債務の弁済および資本の償還後、残余財産は、定款に別段の条項がある場合または別段の合意がある場合を除き、利益の分配と同一の割合をもって、これを社員に分配しなければならない。

② 相続財産の優先分与を含む相続財産の分割に関する規定は、社員間の残余財産の分配にこれを適用する。

③ 前項の規定にかかわらず、社員は、定款をもって、または社員の決議その他の行為をもって、特定の財産を特定の社員に分与する旨を決定することができる。この定めがない場合、残余財産中に現物のまま存在する出資財産は、その出資をなした社員の請求にもとづき、かつ、他の社員に支払うべき差額精算金があるときは、これを負担させて、当該社員にこれを分与しなければならない。現物出資をなした社員は、優先分与を受ける権利を有する他の社員に先立って、この権利を行使することができる。

④ すべての社員または社員中の数人の者は、会社財産の全部または一部につき共有関係にとどまることができる。この場合、当該財産に関してその社員間の関係に対しては、清算の終了後は共有に関する規定を適用する。

第1844-10条〔会社の設立・総会決議等の無効原因〕

① 会社の設立は、第1832条、第1832-1条第1項および第1833条の規定の違反または契約の一般無効原因のいずれか一つにもとづく場合にかぎり、これを無効とすることができる。

② 会社の設立無効の原因とされる強行規定違反の場合を除き、本章に定める強行規定に反する定款の条項は、これを記載のないものとみなす。

③ 会社の機関の行為または決議は、本章の強行規定の違反または契約の一般無効原因のいずれか一つにもとづく場合にかぎり、これを無効とすることができる。

第1844-11条〔無効訴権の消滅〕

無効訴権は、裁判所が第1審の本案判決をする日に無効原因が存在しなくなったときは消滅する。ただし、この無効が会社の目的の不法にもとづくときはこのかぎりではない。

第1844-12条〔設立無効等の補正手続・方法〕

① 社員の意思表示の瑕疵または無能力にもとづき会社の設立または設立後の行為および決議が無効とされる場合において、かつその無効を補正することができるときは、それにつき利害関係を有する者は、その無効を補正することができる者に対して補正すべき旨の催告をなし、または6ヵ月の期間内に無効の訴を提起すべき旨を催告すること

ができる。この催告を受けた者がその期間内に訴を提起しないときは、訴権を喪失する。利害関係人は、この催告をなした旨を会社に通告しなければならない。

② 会社または社員は、受訴裁判所に対し、前項に定める期間内に無効の訴を提起した原告の訴の利益を消滅させることのできるすべての措置、とくにその持分の買取を申出ることができる。この場合、裁判所は、無効を宣告するか、提案された措置を命じることができる。ただし、後者の場合においては、提案された措置が定款変更のために定められた条件にしたがって会社により事前に採用されたときにかぎる。持分の買取請求を受けた社員による議決権の行使は、会社の決議にいかなる影響も及ぼさない。

③ 社員に償還すべき持分の価額について協議が整わないときは、第1843-4条の規定にしたがってこれを決定する。

第1844-13条〔無効補正のための猶予期間の指定〕

① 無効の請求を受理した裁判所は、職権をもって無効を補正させるための期間を定めることができる。裁判所は、訴訟手続開始令状に記載された日から2ヵ月を経過しなければ無効判決をすることができない。

② 無効を補正するため総会の招集または社員の協議を要する場合において、かつ、その総会を正規に招集したことまたは社員に通知すべき書類を添付した決議の案文を社員に送付したことを証明したときは、裁判所は、その決定をもって社員が決議をなしうるために必要な期間を定めなければならない。

第1844-14条〔時効による無効訴権の消滅〕

会社の設立無効または設立後の行為および決議の無効を請求する訴

権は、その無効の原因が生じた日から3年を経過したときは、時効により消滅する。

第1844-15条〔設立無効の判決の効果〕

① 会社の設立を無効とする判決が宣告されたときは、会社契約の履行は終了する。ただし、その判決の効果は遡及しない。

② 会社の設立を無効とする判決は、すでに生じた法人格について、解散を命じる判決と同一の効果を有する。

第1844-16条〔無効の対第三者的効力〕

会社または社員は、善意の第三者に対して無効を援用することができない。ただし、無能力または意思表示の瑕疵から生じる無効は、無能力者およびその法定代理人により、または錯誤、詐欺もしくは強迫によって意思表示をなした社員により、第三者に対してこれを対抗することができる。

第1844-17条〔設立無効等にもとづく責任追及訴権 および 損害賠償請求訴権の消滅〕

① 会社の設立無効または設立後の行為および決議の無効にもとづく責任追及の訴権は、無効判決が確定した日から3年を経過したときは時効により消滅する。

② 無効原因の消滅は、会社の設立、設立後の行為または決議の瑕疵によって生じた損害の賠償を目的とする訴権の行使を妨げない。この訴権は、無効が補正された日から3年を経過したときは時効により消滅する。

第2節 民事会社

第1款 総 則

第1845条〔民事会社の適用規定および定義〕

① 本節の規定は、すべての民事会社にこれを適用する。ただし、民事会社のうちの一定の会社が特別の法令の適用を受けるときは、このかぎりではない。

② すべての会社は、法律が会社の形態、種類または目的により他の性格を付与しないかぎり、これを民事会社とする。

第1845-1条〔資本と持分および労務出資との関係〕

① 会社の資本は、これを均等の持分に分割する。

② 労務出資は、資本を構成しない。ただし、労務出資者に対しては、利益および残余財産の分配請求権を有する持分を付与し、損失を分担させるものとする。

第2款 業務執行

第1846条〔業務執行者の選任〕

① 民事会社の業務執行は、定款もしくは定款に添付する証書をもって指名し、または、社員の決議をもって選任した、社員または社員以外の、1人または数人の者により、これを行なう。

② 定款には、業務執行者の選任および業務執行の方法に関する規定を設けなければならない。

③ 業務執行者は、定款に別段の定めがないかぎり、持分の過半数を有する社員の決議をもってこれを選任する。

④ 定款に規定がなく、かつ、選任の際に社員が別段の決議をしなかったときは、業務執行者の任期は、会社の存続期間とする。

⑤ 理由のいかんを問わず、会社に業務執行者が欠けた場合には、社員は、申立にもとづいて決定する裁判所長に対して、1人または数人の業務執行者を選任するために、社員を招集する任務を負うべき受任者1人の選任を請求することができる。

第1846-1条〔業務執行者欠缺を理由とする解散判決〕

第1844-7条に掲げる場合以外にも、会社が1年を超えて業務執行者を欠いている場合には、裁判所は、利害関係人の請求にもとづき、会社の存続期間満了前の解散を宣告することができる。

第1846-2条〔選任・終任の公示義務とその効果〕

① 業務執行者の選任および終任は、これを公示しなければならない。

② 業務執行者の選任または終任が適法に公示された時以降においては、会社または第三者は、自己の債務を免れるために、その瑕疵を主張することができない。

第1847条〔法人業務執行者〕

法人が業務執行を行なう場合には、当該法人の指揮者は、自己の名において業務執行者であったときと同一の条件および義務にしたがい、かつ、同一の民事および刑事の責任を負う。ただし、この指揮者がその指揮する法人と連帯責任を負うことを妨げない。

第1848条〔業務執行者の権限〕

① 社員相互の関係においては、業務執行者は、会社のためにすべ

ての業務執行行為を行なうことができる。

② 数人の業務執行者がいる場合においても、業務執行者は、各自前項に定める権限を有する。ただし、各業務執行者は、すべての取引につきその締結前に異議を述べることができる。

③ 会社の管理方法に関し、定款に別段の定めがないときは、第1項および第2項に定めるところに拠る。

第1849条〔業務執行者の代表権〕

① 第三者に対する関係においては、業務執行者は、会社の目的の範囲内の行為によって会社を拘束する。

② 数人の業務執行者がいる場合においても、業務執行者は、各自前項に定める権限を有する。ある業務執行者により他の業務執行者の行為について申立てられた異議は、悪意が証明されないかぎり、第三者に対して効力を有しない。

③ 業務執行者の権限を制限する定款の条項は、これをもって第三者に対抗することができない。

第1850条〔業務執行者の民事責任〕

① 各業務執行者は、会社または第三者に対し、法令もしくは定款に関する違反、または業務執行に関する過失について、直接に責任を負う。

② 数人の業務執行者が共同して同一の行為をなした場合には、その責任は、第三者および社員に対して連帯責任とする。ただし、業務執行者相互の関係においては、裁判所は、損害賠償における各人の負担部分を決定する。

一九〇

第1851条〔業務執行者の解任〕

① 定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行者は、持分の過半数を有する社員の決議をもってこれを解任することができる。業務執行者は、正当な事由なくして解任されたときは、会社に対して損害賠償を請求することができる。

② 業務執行者は、前項に定める場合のほか、各社員の請求にもとづき、正当な理由があるときは、裁判所によりこれを解任する。

③ 定款に別段の定めがある場合を除き、社員または社員以外の業務執行者の解任は、会社の解散を生ぜしめない。解任された業務執行者が社員である場合は、この社員は、第1869条（第2項）に定める条件にしたがって退社することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合、または他の社員が会社の存続期間満了前の解散を決議した場合には、このかぎりではない。

第3款 総会決議

第1852条〔業務執行者の権限を超える事項の決定方法〕

業務執行者に認められた権限を超える事項についての決議は、定款の規定にしたがい、定款に規定がない場合には総社員の一致をもって、これを行なわなければならない。

第1853条〔社員決議の方法〕

前項に定める決議は、総会に招集された社員によってこれを行なう。定款には、書面協議の方法をもって決議を行なう旨を定めることができる。

一
八
九

第1854条〔書面による決議方法〕

決議は、前項に定めるほか、書面に表示された全社員の同意をもつ

てこれを行なうことができる。

第4款 社員に対する情報開示

第1855条〔社員の帳簿・書類の閲覧権，書面質問への回答義務〕

社員は，毎年少なくとも1回，会社の帳簿および書類を閲覧し，かつ，業務執行に関する質問を書面により提出する権利を有する。この質問に対しては，1ヵ月以内に，書面をもって回答しなければならない。

第1856条〔業務執行者の報告義務〕

業務執行者は，社員に対し，毎年少なくとも1回，その業務執行に関して報告しなければならない。この場合には，実現利益または見込利益および発生損失または見込損失を記載した，当該年度中または経過営業年度の会社の活動に関する包括的な報告書を提出しなければならない。

第5款 第三者に対する社員の責任

第1857条〔社員の無限責任〕

① 第三者に対する関係においては，社員は，支払期日または支払停止の日における資本に対するその持分の割合に応じて，会社債務につき無限責任を負う。

② 労務出資をした社員は，資本に対する持分の割合がもっとも少ない社員と同一の責任を負う。

一
八
八

第1858条〔社員の責任の附従性〕

債権者は、あらかじめ法人に支払の請求をなし、その債権の満足を得られなかった後においてのみ、社員に対して会社債務の支払を請求することができる。

第1859条〔会社債務に関する訴権の時効〕

清算人以外の社員またはその相続人および権利承継人に対するすべての訴権は、会社解散の公示の日から5年をもって時効により消滅する。

第1860条〔破産社員に対する持分の払戻〕

社員の1人が支払不能、個人破産、清算整理または更生整理となった場合においては、他の社員の全員一致をもって存続期間満了前に会社の解散を決議しないかぎり、または、この場合に定款に解散する旨の定めがないかぎり、第1843-4条に定める条件にしたがって、当該社員の持分を払戻さなければならない。この場合、当該社員は社員たる資格を失う。

第6款 持分の譲渡

第1861条〔持分の譲渡方法〕

① 持分は、社員全員の承認がある場合にかぎり、これを譲渡することができる。

② 前項の規定にかかわらず、定款をもって、その定める多数決に
一
八
七
よることができる旨、または業務執行者の同意をもって前項の承認に代える旨を定めることができる。定款をもって、社員またはその配偶者への譲渡につき、承認を要しない旨をも定めることができる。定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡人の直系尊属または直系卑属へ

の譲渡には承認を要しない。

③ 譲渡の申出は、承認請求とともに、会社および各社員に通知しなければならない。定款をもって業務執行者が承認を与えることができる旨を定めている場合には、譲渡の申出は会社のみに通知すれば足りる。

④ 夫婦双方が同時に社員である場合に、その一方から他方への持分の有効な譲渡は、譲渡人の死亡の場合を除き、公正証書または確定日付のある私署証書によりこれを行なわなければならない。

第1862条〔社員および指定された者の先買権〕

① 社員数人が持分取得の意思を表示した場合には、これらの者は、定款の条項に別段の定めがなく、または、これらの者の間に特別の合意がないかぎり、その有する持分の数に比例してこれを取得したものとみなす。

② 持分の取得者となる社員がいなく、または、会社は、譲渡人以外の社員全員の同意または定款に定める方法をもって指定する第三者に持分を取得させることができる。会社は、また、当該持分を買取り、これを消却することができる。

③ 持分の取得者として申出のあった社員もしくは第三者の氏名、または会社の買取の申出、ならびに申出た買取価格は、これを譲渡人に通知しなければならない。買取価格に関して合意が成立しない場合には、この価格は、第1843-4条の規定にしたがってこれを決定しなければならない。ただし、いかなる場合にも、譲渡人は、その持分譲渡の申出を撤回することができる。

一
八
六

第1863条〔先買権不行使の場合の効果・措置〕

① 持分買取の申出が、第1861条第3項に定める最後の通知のとき

から6ヵ月以内に、譲渡人になされなかったときには、譲渡の承認はこれがあったものとみなす。ただし、譲渡人以外の社員が、同一の期間内に、会社の存続期間満了前の解散を決議した場合はこのかぎりではない。

② 会社の存続期間満了前の解散決議があった場合には、譲渡人は、当該決議の日から1ヵ月の期間内にその譲渡を断念する旨を会社に通告することにより、この決議を失効させることができる。

第1864条〔先買権行使期間の変更〕

第1863条（第1項）に定める6ヵ月の期間を変更する場合にかぎり、定款に前2条の規定の例外を設けることができる。この場合には、定款をもって定める期間は、1ヵ月以上1年以下としなければならない。

第1865条〔持分譲渡の方式とその対抗要件〕

① 持分の譲渡は、書面をもってこれを確認しなければならない。持分の譲渡は、第1690条に定める方式、定款に定めがある場合には、社員名簿の名義書換をもって、会社に対抗することができる。

② 持分の譲渡は、前項に定める手続を履行し、さらに公示した後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第1866条〔持分の質入〕

① 持分は、これを質入することができる。質権の設定は、公署証書もしくは私署証書をもってする会社に対する通知、または公署証書をもってする会社の承諾によって確認し、かつ、公示しなければならない。質権者の順位は公示の日をもって決定する。質権が同一の日に公示されたときは、これを同一順位とする。

② 質権者は、質権設定の公示がある場合にかぎり、質入された持

分について優先権を有する。

第1867条〔質権実行の場合の措置〕

① 社員は、持分の譲渡に対する承認と同一の条件にしたがい、持分に対する質権の設定について他の社員の同意を得ることができる。

② 質入の申出に対して同意が与えられたときは、持分に対する質権実行の場合におけるその取得者に承認が与えられたものとみなす。ただし、売却の1ヵ月前に質権実行について社員および会社へ通知することを条件とする。

③ 各社員は、売却の日から満5日の期間内に前項の取得者に代わりこれを取得することができる。社員数人が持分取得の意思を表示したときは、これらの者は、定款の条項に別段の定めがなく、かつ、これらの者の間に特別の合意がないかぎり、その有する持分の数に比例してこれを取得したものとみなす。持分の取得者となる社員がいないときは、会社は、自ら持分を買取り、これを消却することができる。

第1868条〔強制執行の場合の措置〕

① 他の社員が同意した質入にもとづく質権実行の場合を除き、持分に対する強制執行は、その執行の1ヵ月前に、社員および会社に対してこれを通知しなければならない。

② 社員は、前項の期間内に、第1862条および第1863条に定める条件にしたがい、会社の解散または持分の取得を決定することができる。

③ 持分の売却が実行された場合には、社員または会社は、第1867条に定める取得者に代って持分を取得する権利を行使することができる。この権利を行使しなかったときは、持分の取得者を承認したものとみなす。

第7款 社員の退社または死亡

第1869条〔社員の退社または持分の払戻〕

① 社員は、第三者の権利を害さないかぎり、定款に定める条件、定款に定めがない場合には、他の社員の全員一致の決議にもとづいて、退社または持分の一部の払戻しを受けることができる。正当な事由があるときは、裁判所の決定をもって退社または持分の一部の払戻しを許可することができる。

② 退社または持分の一部の払戻しを受ける社員は、協議により、協議が整わない場合には、第1843-4条にしたがって、持分の価額の償還を請求することができる。ただし、第1844-9条（第3項）の適用を妨げない。

第1870条〔社員の死亡による会社の解散・継続〕

① 会社は、社員1人の死亡によって解散せず、その相続人または受遺者とともに継続する。ただし、定款に社員の承認を要する旨を定めることを妨げない。

② 前項の規定にかかわらず、定款には、社員の死亡により会社が解散する旨、または、生存社員のみをもって会社が継続する旨を定めることができる。

③ 会社は、その定款において、生存配偶者、相続人、定款が定める他のすべての者、または、定款が認める場合には、遺贈条項が指名する者をもって継続する旨を定めることができる。

④ 定款に別段の定めがないかぎり、法人は、持分が遺贈によって法人に帰属する場合には、定款に定める条件にしたがう他の社員の承認、定款に定めがない場合には、社員の全員一致の合意による他の社

員の承認をもってのみ、社員となることができる。

第1870-1条〔相続人または受遺者に対する持分の払戻〕

① 社員とならない相続人または受遺者は、その被相続人または遺贈者の持分の価額につき権利を有する。この価額は、相続人または受遺者に対して、当該持分の新たな取得者、または会社がこの持分を消却するために買取る場合には会社が支払わなければならない。

② 前項の持分の価額は、第1843-4条に定める条件にしたがって、死亡の日をもってこれを決定する。

第3節 匿名組合

第1871条〔匿名組合の本質、匿名組合契約の自由〕

① 組合員は、組合を登記しない旨を合意することができる。かかる組合を《匿名組合》と称する。匿名組合は、法人格をもたず、公示手続を必要としない。匿名組合は、あらゆる方法によってその存在を証明することができる。

② 組合員は、第1832条、第1832-1条、第1833条、第1836条（第2項）、第1841条、第1844条（第1項）および第1844-1条（第2項）の強行規定に反しないかぎり、匿名組合の目的、運営その他の条件を自由に定めることができる。

第1871-1条〔内部関係に適用される法規〕

組合員相互間の関係は、その性質上適用できないものを除き、匿名組合が民事的性格を有するものであるときは民事会社に適用される諸規定の定めるところにより、商事性格を有するものであるときは合

名会社に適用される諸規定の定めるところによる。ただし、これと異なる組織が定められているときはこのかぎりではない。

第1872条〔外部関係および組合財産の帰属〕

① 第三者に対する関係においては、各組合員は、組合に出資した財産の所有者たる地位を有する。

② 匿名組合の存続期間中に共有財産の運用により取得した財産、および組合への出資前から共有とされていた財産は、これを組合員の共有に属するものとみなす。

③ 組合員が共有とする旨を合意した財産についても、前項と同様とする。

④ 前3項の規定にかかわらず、第三者に対する関係においては、匿名組合の目的を実現するために組合員の1人が取得した財産の全部または一部について、その者を所有者とする旨を合意することができる。

第1872-1条〔組合員の業務執行権および責任〕

① 各組合員は、自己の名をもって第三者と契約を締結し、その組合員のみが単独で責任を負う。

② 前項の規定にかかわらず、組合員が第三者に対して公然と組合員たる資格を表示して行為したときは、各組合員は、その1人により組合員の資格をもってなされた行為から生じる債務について責任を負う。この責任は、匿名組合が商事的人格を有するときはこれを連帯とし、その他の場合にはこれを連帯としない。

③ 組合員が、その行為により契約の相手方に対し、みずから債務を負担することを信じさせたとき、または約定がその組合員の利益のためになされたことが証明されたときも、前項と同様とする。

④ 第1872条（第2項および第3項）の適用により共有とみなされた財産に関しては、そのすべての場合において、第三者に対する関係については民法典第3編第1章第4節の規定、または第1873-2条に定める手続を経ているときは本編第9章の2の規定を適用する。この場合、反対の特約がないかぎり、全組合員はこれを共有物の管理人とみなす。

第1873-2条〔共有財産不分割の合意、その証明方法〕

（1976年12月31日の法律第76-1286号により追加）① 共有権者は、全員の合意により、共有物を分割しない旨を合意することができる。

② 前項の合意は、共有財産を特定しかつ各共有権者に属する持分の割合を表示した書面によって、これを証明しなければならない。この要件を欠くときは、合意はこれを無効とする。共有財産に債権が含まれるときは、第1690条に定める手続を、不動産が含まれるときは、不動産に関する公示手続を、それぞれ経なければならない。

第1872-2条〔解散原因、共有財産分割の禁止〕

① 匿名組合が存続期間の定めを設けていない場合には、組合員は、他の全組合員に宛てて通知をなすことにより、いつでも匿名組合を解散することができる。ただし、この通知は、誠実に、かつ、時宜に適したものとしてこれを行わなければならない。

② 特別の合意がある場合を除き、組合員は、匿名組合が解散しないかぎり、第1872条の適用により共有とされた財産の分割を請求することができない。

第1873条〔事実上の会社への適用〕

本節の規定は、事実上の会社これを適用する。

Ⅲ 民法典第 3 編第 9 章「会社」施行令
(民法典第 3 編第 9 章を改正する1978年 1 月 4 日の法
律第 78-9 号の適用に関する 1978年 7 月 3 日の 命令第
78-704号)

第 1 章 総 則

第 1 条〔適用範囲〕

本章の規定は、法人格を有するすべての会社これを適用する。ただし、これらのうち一定の会社について特則のある場合はこのかぎりではない。

第 2 条〔設立登記〕

- ① 会社は、登記簿に関する命令の定める条件にしたがって会社・商業登記簿にこれを登記しなければならない。
- ② 登記の申請は、会社の設立手続が完了したのちにこれを行わなければならない。

第 3 条〔会社の存続期間〕

- ① 会社の存続期間は、会社・商業登記簿に会社の登記をしたときから進行する。
- ② 会社の存続期間は、1 回または数回にわたり、これを延長することができる。ただし、この延長は、1 回につき99年を超えることができない。

一七九

第 4 条〔補正命令の管轄裁判所〕

① 民法典第1839条に定める会社の設立または定款変更の補正命令を求めるには、商事会社については商事裁判所に、その他の場合には大審裁判所にこれを申立てなければならない。

② 前項の申立の土地管轄権は、会社の本店所在地を管轄する裁判所に属する。

第5条〔定款、設立手続または定款変更手続の補正〕

① 法令に定める定款の記載事項のいずれかが欠けているときは、裁判所は、会社の設立の際に必要とされる条件と同一の条件にしたがい、その定款を補正すべきことを命ずる。

② 会社の設立または定款の変更につき、法令の定める手続が履行されず、または適法に履行されていないときは、裁判所は、その履行または再履行を命ずる。裁判所はまた、履行されずまたは瑕疵ある手続に次いでなされたすべての手続またはそのうちの一部についても、同様に再履行を命ずる。

第6条〔設立中の会社のために負担した債務の帰属〕

① 設立中の会社の計算においてなされた行為の報告書は、各行為ごとに会社の負担に帰すべき債務を摘示して、定款の署名前にこれを社員に提出しなければならない。

② 前項の報告書は、これを定款に添付しなければならない。社員が定款に署名したときは、会社が登記簿に登録されたことを条件として、会社は当該債務を承継する。

③ 前2項のほか、社員は、定款をもって、または別の証書によって、1人もしくは数人の社員または社員の選任した社員以外の業務執行者に対し、会社のために債務の負担を生ずべき行為を委任することができる。債務が確定し、かつその態様が委任によって明確にされる

ことを条件として、登記簿に会社の設立登記がなされたときは、会社はその債務を承継する。

④ 会社の設立登記がなされた後は、設立中の会社のために負担した債務は、定款に別段の定めのある場合を除き、社員の過半数の決議があるときにかぎり、会社がこれを承継する。

第7条〔私署証書による定款の作成〕

定款が私署証書により作成されるときは、本店における定款正本の備置きおよび各種手続の履行のために必要な数の原本を作成しなければならない。

第8条〔一人会社の解散〕

① 会社のすべての持分を有する社員は、いつでもこの会社を解散することができる。この場合には、会社・商業登記簿に解散の登記をするため、商事裁判所の書記局に対して申告書を提出しなければならない。

② 清算人の職務を行なう者を別に指名しないかぎり、前項の申告をした者がみずから会社の清算人となる。

第9条〔裁判所による清算人の選任、利害関係人の異議申立〕

① 社員が清算人を選任することができないときは、清算人は、利害関係人の請求にもとづき、商事会社については商事裁判所長の命令、その他の場合には大審裁判所長の命令をもってこれを選任する。

② 利害関係人は、本命令第27条に定める条件にしたがってなされる公示の日から15日以内に、前項の命令に対して異議を申立てることができる。異議の申立は、命令を発した裁判所長が属する裁判所に対してこれを行なわなければならない。この場合には、裁判所は他の清

算人を選任することができる。

第10条〔清算人の報告義務・清算終了の決定等〕

① 清算人は、その選任方法のいかんを問わず、選任証書の定める条件にしたがい、かかる定めのないときは、少なくとも年一回、経過年度中に行なった清算事務に関する事項を記載する報告書をもって、社員に対し任務遂行に関する報告を行なわなければならない。

② 清算終了の決定は、清算最終決算書の承認後に社員がこれを行なう。決算書の承認がえられないとき、または社員の協議が不可能であることが証明されたときは、清算人または利害関係人の請求にもとづき、商事会社については商事裁判所が、その他の場合には大審裁判所が、決算書の承認および必要あるときは清算終了の決定を行なう。

③ 前項に定める最終決算書、社員の決定または裁判所の決定は、会社・商業登記簿の添付書類として商事裁判所の書記局にこれを提出しなければならない。

第11条〔清算人の各自執行の原則〕

数人の清算人が選任されたときは、選任証書にについて別段の定めがある場合を除き、清算人は各自その職務を執行することができる。ただし、社員に提出すべき書類は、共同して作成し、かつ、これを提出しなければならない。

第12条〔清算人の報酬〕

清算人の報酬は、その選任証書において、これを定めなければならない。報酬を定めなかったときは、清算人の請求にもとづき、商事会社については商事裁判所長が、その他の場合には大審裁判所長がその命令をもって後日これを決定する。

第13条〔清算中の会社および清算人の表示義務〕

会社は、解散の日から、《清算中の会社》なる表示ならびに清算人の氏名を、会社が第三者に宛てて発行する証書および書類、とくに通信文、計算書、広告および各種の刊行物に記載しなければならない。

第14条〔清算結了による抹消登記〕

会社は、本命令第10条および第29条に定める手続を履行した旨の証明にもとづき、会社・商業登記簿からこれを抹消する。

第15条〔無効補正の催告の方式〕

民法典第 1844-12 条第 1 項に定める催告は、執行官送達証書または配達証明付書留郵便によってこれを行なわなければならない。

第16条〔設立無効判決に対する第三者異議の訴〕

会社の設立を無効とする判決に対する第三者異議の訴は、民商事公報にその判決を掲載した日から6ヵ月の期間内にかぎり、これを受理することができる。

第17条〔鑑定人・受任者の選任請求〕

民法典第 1843-4 条に定める鑑定人または第1844条第 2 項 および 第1844-6条第 3 項に定める受任者の選任請求は、商事会社については商事裁判所長に、その他の場合には大審裁判所長に対して、これを行なわなければならない。

第18条〔通知・公告による公示方法〕

通知または公告による公示は、民商事公報または会社の本店所在地の存する県において発行される法定公告掲載紙、または法定公報（全

国版)に掲載してこれを行なう。

第19条〔書面の提出による公示方法〕

証書または書面の提出による公示は、登記簿に関する命令の定める条件にしたがい、会社・商業登記簿に添付すべき書類として、商事裁判所の書記局へ提出してこれを行なう。

第20条〔公示手続をなすべき者〕

① 公示の手続は、会社の法定代表者の申請により、かつ、その責任において、これを行なう。

② 会社の設立または定款の変更に関する場合を除き、公示の手続が履行されずまたは適法に履行されていない場合であり、かつ、会社が補正の催告を受けたときから1ヵ月内にその状態を補正しなかったときは、利害関係人は、商事会社については商事裁判所長に、その他の場合には大審裁判所長に対し、公示の手続をなすべき受任者の選任を請求することができる。この場合には、裁判所長は即決審理の手続により決定する。

第21条〔裁判所長命令の写しの会社・商業登記簿への添付〕

会社に適用される法令が、申請にもとづきまたは即決審理の手続により、裁判所長がその命令をもって決定すべきことを定めるすべての場合において、商事裁判所書記官は、その命令の写しを、会社・商業登記簿に添付すべき書類として、その会社の関係記録に編綴しなければならない。大審裁判所長が発する命令は、編綴のために、大審裁判所の書記官が商事裁判所の書記官にこれを送付しなければならない。

一七
四

第22条〔設立手続完了の公示義務〕

① 会社の設立に関する他のすべての手続が履行されたときは、会社の本店所在地の存する県において発行される法定公告掲載紙にその旨の通知を掲載しなければならない。

② 前項の通知には、会社の設立証書を受理した公証人、または設立証書を受理し、これを認証簿に記録した公証人が署名しなければならない。その他の場合には、とくにこのための権限を授与された発起人または最初の社員の1人が署名しなければならない。

③ 通知には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 会社の名称。略号を定めたときはその付記。
- 2° 会社の形態。その会社に適用される特別の法令があるときはその法令。
- 3° 資本の額。可変資本金会社の場合には、資本を減少しうる最低限度額。
- 4° 本店所在地
- 5° 会社の目的の概要
- 6° 会社の存続期間
- 7° 金銭出資の総額
- 8° 現物出資の概要および評価額
- 9° 会社債務につき連帯無限の責任を負う社員の氏名および住所
- 10° 会社において、業務執行者、取締役、社長、副社長、董事会構成員、監事会構成員もしくは会計監査役の資格を有する社員または第三者の氏名および住所
- 11° 第三者に対する債務を会社に負担させる権限を有する者の氏名および住所
- 12° 会社の登記を行なうべき裁判所書記局
- 13° 持分の譲受人の承認に関する定款の規定、および承認の請求につき決定を行なう権限を有する会社機関の指定

第23条〔設立登記完了の公示義務〕

会社・商業登記簿への登記を完了したときは、会社が設立されたことを民商事公報に掲載してこれを公示しなければならない。

第24条〔設立手続完了に関する通知内容の変更の公示〕

① 本命令第22条に定める通知の記載事項のいずれかが、定款の変更またはその他の行為、決議もしくは決定により効力を失ったときは、同条に定める条件にしたがい、その変更を公示しなければならない。

② 前項の通知には、設立証書を受理した公証人、または設立証書を受理しこれを認証簿に記録した公証人が署名しなければならない。その他の場合には、会社の法定代表者が署名しなければならない。

③ 通知には、本命令第22条第3項第1号ないし第4号に列举された事項のあとに、つぎの事項を記載しなければならない。

——会社の登録番号

——本命令第22条に定める通知を掲載した法定公告掲載紙名、発行年月日および発行地ならびに本命令第23条に定める公示の行なわれた民商事公報の発行年月日

——変更後の定款の規定。ただし、旧規定を併記しなければならない。

第25条〔定款記載事項の省略〕

定款に記載された最初の業務執行者、取締役、業務監査機関の構成員および会計監査役の氏名は、会社・商業登記簿に添付すべき書類として提出された最新の定款においては、後任者の氏名にこれを変更することなく、その記載を省略することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。

第26条〔本店移転の公示手続〕

会社が登記されている書記局の属する裁判所の管轄外の場所に本店を移転する場合には、新しい本店所在地の存する県において発行される法定公告掲載紙に、本店が移転したことを表示し、本命令第22条第3項第1号ないし第9号に定める事項を再録するほか、つぎの事項を記載した通知を掲載して、これを公示しなければならない。

——旧本店所在地の場所ならびに会社・商業登記簿への登録番号

——新たな本店所在地において会社が登記されるべき会社・商業登記簿の表示

第27条〔清算人選任の公示およびその記載事項〕

① 清算人の選任証書は、選任の方式のいかんを問わず、会社の本店所在地の存する県において発行される法定公告掲載紙に、資金公募会社であるときはさらに法定公報（全国版）に、1ヵ月以内に掲載してこれを公示しなければならない。

② 前項の公告には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。

1° 会社の名称。略号を定めたときはその付記。

2° 会社の形態。《清算中》という文字の付記。その会社に適用される特別の法令があるときはその法令。

3° 資本の額

4° 本店所在地

5° 会社の登録番号

6° 解散の原因

7° 清算人の氏名および住所

8° 清算人の権限に制限を加えたときはそれに関する事項

③ 前項に定める事項のほか、つぎに掲げる事項をも表示しなければならない。

- 1° 通知の宛先および清算に関する証書または書類が送付されるべき場所
- 2° 清算に関する証書および書面を会社・商業登記簿の添付書類として提出すべき書記局の属する商事裁判所

第28条〔清算人の行なうべき公示手続〕

- ① 会社の清算中においては、清算人は、その責任において、会社の法定代表者のなすべき公示の手続を履行しなければならない。
- ② とくに、本命令第27条の適用により公示された記載事項の変更を生ずるすべての決定は、同条に定める条件にしたがって、これを公示しなければならない。

第29条〔清算終了の通知およびその記載事項〕

- ① 清算人の署名した清算終了の通知は、本命令第27条に定める公示を掲載した法定公告掲載紙に、資金公募会社であるときはさらに法定公報（全国版）に掲載して、これを公示しなければならない。
- ② 前項の通知には、つぎに掲げる事項を記載しなければならない。
 - 1° 会社の名称。略号を定めたときはその付記。
 - 2° 会社の形態。《清算中》という文字の付記。その会社に適用される特別の法令があるときはその法令。
 - 3° 資本の額
 - 4° 本店所在地
 - 5° 清算人の氏名および住所
 - 6° 会社の登録番号

第2章 民事会社適用規定

第30条〔適用範囲〕

- ① 本章の規定は、民法典第1845条に定める会社にこれを適用する。
- ② 本章の規定は、その性質上適用できないものを除き、民事的性格を有する匿名組合の組合員相互間の関係にもこれを適用する。ただし、これと異なる組織が定められているときはこのかぎりではない。

第31条〔定款の写し・役員名簿の交付義務〕

- ① 定款が私署証書により作成されているときは、定款の記載と相違がない旨の証明ある写しを各社員に交付しなければならない。
- ② 定款の変更があった場合には、社員は、会社に対して、請求の日における定款の記載と相違がない旨の証明ある写しの交付を請求することができる。
- ③ 会社は、前2項の書面に、社員および業務執行者の最新の名簿、会計監査役または業務監査機関構成員がおかれているときはこれらの者の最新の名簿を添付しなければならない。

第32条〔会社文書における会社名の表示義務〕

会社の名称は、会社が第三者に宛てて発行するすべての証書または書類にこれを記載しなければならない。会社の名称に民事会社という文字が付記されていないときは、会社の名称の直前または直後に、少なくとも1回、《民事会社》という文字を明瞭に記載し、かつ、その資本の額を付記しなければならない。特別の法令の適用を受ける会社については、その定める文言を付加しなければならない。

第33条〔持分に関する定款の規定〕

定款に明文の規定がある場合を除き、社員間の持分の配分を定める定款の規定は、持分の譲渡がある場合といえどもこれを変更することを要しない。

第34条〔持分証書〕

定款に定めがある場合には、社員に対して持分証書を交付することができる。持分証書には、《持分証書》と頭書し、かつ、2条の平行線内に明瞭に《譲渡禁止》と記載しなければならない。持分証書は記名式とし、1口もしくは数口を単位としてまたは1社員の有する持分の全部についてこれを発行する。

第35条〔法人業務執行者〕

法人が会社の業務執行者に選任されたときは、選任証書にその法人の法定代表者の氏名を記載しなければならない。法定代表人の変更があるときは、選任証書を訂正し、この選任証書をもってこれを公示しなければならない。

第36条〔総会招集を委託される受任者を選任する管轄裁判所〕

民法典第1846条第5項に定める請求は、会社の本店所在地を管轄する大審裁判所の所長に対してこれを行なわなければならない。

第37条〔業務執行者欠缺を理由として会社の解散を求める訴訟〕

民法典第1846-1条に定める訴は、会社の本店所在地を管轄する大審裁判所に提起しなければならない。この訴は、すべての社員に対して、または申請にもとづき裁判所長が命令をもって選任した特別の受任者に対してこれを提起しなければならない。

第38条〔会社訴権行使の条件〕

1人または数人の社員が会社訴権を行使したときは、裁判所は、会社がその法定代表者によって正規に参加したときにかぎり、審理することができる。

第39条〔社員の議案提出権〕

①業務執行者でない社員は、いつでも、書留郵便により、案件を特定して、これを社員の審議に付すべきことを業務執行者に請求することができる。

② 業務執行者が前項の請求を認めたときは、定款の規定にしたがい、社員総会の招集または書面協議の手続をとらなければならない。前項の請求は、業務執行者が当該案件を次回の総会の議事日程に記載することまたは書面協議に付すことを承諾したときは、その目的を達したものとみなす。ただし、提出された案件が業務執行者の義務の懈怠を対象とする場合はこのかぎりではない。

③ 業務執行者が請求を認めなかったときまたはその意思を明らかにしなかったときは、請求を行なった社員は、請求のときから1ヵ月の期間経過後に、即決審理の手続により裁判する大審裁判所長に対して、提出した案件を社員の審議に付することを任務とする受任者の選任を請求することができる。

第40条〔総会の招集手続、書類の閲覧謄写権・送付請求権〕

①社員の招集は、総会の会日の少なくとも15日前に書留郵便をもって行なわなければならない。この通知には議事日程を記載し、その案件の内容および範囲が他の書類を参照する必要がある程度に明瞭に記載しなければならない。

② 総会の招集が行なわれたときは、提案された決議の案文および

社員に知らせることを必要とする書類は、これを本店において社員の利用に供さなければならない。社員は、これを閲覧または謄写することができる。

③ 社員は、前項の書類を、普通郵便によりまたは自己の費用をもって書留郵便により、送付すべきことを請求することができる。

第41条〔計算書類等の送付義務および社員の閲覧謄写権〕

総会の議事日程に業務執行者の作成した計算書類の承認に関する議題が掲げられているときは、民法典第1856条に定める会社活動に関する包括的な報告書、業務監査機関または会計監査役のおかれているときはその報告書、提案された決議の案文その他社員に知らせることを必要とする書類は、これを、総会の会日の少なくとも15日前に、普通郵便をもって各社員に送付しなければならない。これらの書類は、上記の期間中、本店において社員の利用に供さなければならない。社員はこれを閲覧または謄写することができる。

第42条〔書面協議の手続〕

書面による協議の場合には、提案された決議の案文および社員に知らせることを必要とする書類は、配達証明付書留郵便によって各社員に宛ててこれを送付しなければならない。各社員に対しては、書面により議決権を行使するために、これらの書類を受領した日から少なくとも15日の期間を与えなければならない。定款には、議決権行使の最終期限を定めなければならない。

第43条〔全社員が業務執行者である場合の適用除外〕

本命令第40条ないし第42条の規定は、すべての社員が業務執行者である場合には、これを適用しない。

第44条〔議事録の記載方法〕

① 社員のすべての決議は、議事録によってこれを確認しなければならない。議事録には、決議に加わった社員の氏名、各社員の持分の口数、社員に提出された書類および報告書、議決に付された決議の案文および決議の結果を記載しなければならない。

② 総会による決議の場合には、前項のほか、議事録に、総会開催の年月日および場所、議長の氏名および資格、ならびに、議事の経過の要領を記載しなければならない。

③ 書面協議による決議の場合には、議事録に、本命令第42条に定める手続を履行した者の証明書および各社員の回答書を添付しなければならない。

④ 議事録は、業務執行者および総会の議長が作成し、これに署名しなければならない。

第45条〔議事録の作成方法〕

① 前条に定める議事録は、会社の本店に備置かれる特別の帳簿に作成され、商事裁判所もしくは小審裁判所の裁判官または会社の本店所在地の市町村長もしくはその助役により、通常の様式でかつ無料で、整理番号を付され、かつ、花押されなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、議事録は、前項に定める条件にしたがって、通し番号が付され、署名がなされ、かつ、これをなした官署の押印のあるルーズ・リーフをもって作成することができる。1枚の紙に余白があっても、先に使用された紙に続けて、これを編綴しなければならない。紙の付加、除去、取換えまたは差換えは、すべてこれを禁止する。

第46条〔社員の同意書による決議の確認方法〕

社員の決議が書面に表示された社員の同意にもとづくときは、この決議は、決議のなされた日付をもって、本命令第45条に定める帳簿にこれを記載しなければならない。帳簿には、同意書の形式、性質、内容および署名者の氏名を記載しなければならない。同意書は、閲覧請求に応じることができるよう、議事に関する帳簿と同時にこれを会社備置しなければならない。会社に備置く同意書は、私署証書の場合にはその原本、公正証書の場合には認証謄本とする。

第47条〔議事録の謄本および抄本〕

業務執行者は、社員の審議に関する議事録の謄本または抄本が、原本と相違ない旨を、単独で、証明することができる。この証明は、会社の清算中においては、清算人が単独で行なうことができる。

第48条〔会計帳簿等の閲覧謄写権〕

① 民法典第1855条の適用にもとづき、業務執行者でない社員は、自ら本店において、会社の帳簿および書類、契約書、計算書、通信文、議事録その他会社が作成しまたは受領したすべての書類を閲覧することができる。

② 前項の閲覧権には謄写する権利を含む。

③ 第1項に定める権利の行使にあたり、社員は、破産院または控訴院の認可を受けた専門家の中から選任した者による補佐を受けることができる。

第49条〔持分の譲渡・質入等の承認手続〕

① 持分の譲受人もしくは質権者について承認を得るための持分の譲渡または質入の申出、譲渡の申出の撤回、持分の強制執行の期日は、

執行官送達証書または配達証明付書留郵便をもってこれを通知しなければならない。

② 質権設定の通知が私署証書をもって行なわれ、かつ会社がこれを公署証書をもって承認した場合を除き、持分に対する質権の設定は、執行官送達証書をもってこれを会社に通知しなければならない。

③ 承認の請求に対する会社および社員の決定、申出のあった持分の取得者の氏名、会社による買取の申出は、配達証明付書留郵便をもってこれを通知しなければならない。

第50条〔業務執行者が譲渡の承認を拒否する場合の手続〕

① 定款に業務執行者が持分の譲渡の申出について承認を与えることができる旨の規定がある場合において、業務執行者が申出のあった譲受人の承認を拒否するときは、これに先立ち、業務執行者は、社員に対し、書留郵便をもって、譲渡の申出があったことを通知し、かつ、民法典第1862条および第1863条の規定、ならびに、これらの規定を整備または補足する定款の規定があるときはその規定を知らせなければならない。

② 前項に定める通知は、民法典第1864条にしたがい定款に定めた期間の3分の1を超えない期間内に、または定款に規定がないときは2ヵ月以内に、社員に宛ててこれを行なわなければならない。

第51条〔社員名簿の作成方法〕

① 定款に社員名簿の定めがあるときは、社員名簿は、これを本店に備置き、片面のみを使用する同一規格のカードを作成年月日順に編成して作成する。1枚のカードには、持分の所有権にもとづき1人の持分権者を記載し、また持分に対する共有権、虚有権または用益権にもとづき複数の持分権者を記載しなければならない。

② 各カードには、とくにつぎに掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 最初の社員の氏名および住所ならびに持分取得の年月日
- 2° 持分の名義額
- 3° 持分の譲受人の氏名および住所
- 4° 質権者の氏名および住所、質権の設定された持分の口数および被担保債権の額
- 5° 持分の取得、名義書換、質権設定および質権消滅の年月日
- 6° 持分の譲渡または質権設定に関する承認の年月日および承認を与えた会社機関の名称

③ 新たな社員ごとに新たなカードを作成しなければならない。このカードには、持分を取得して社員となった者の同一性を識別するにたりる事項を記載しなければならない。

④ 定款に、持分の譲渡は社員名簿の名義書換をもって会社に対抗することができる旨の規定があるときは、社員名簿はかならずこれを作成しなければならない。

第52条〔持分譲渡の公示手続〕

持分譲渡の公示は、譲渡証書が公正証書によるときは認証謄本2通を、私署証書によるときは原本2通を、会社・商業登記簿の添付書類として提出して、これを行なわなければならない。

第53条〔持分に対する質権設定の公示手続〕

持分に対する質権設定の公示手続は、本命令第54条ないし第56条に定める手続を履行した後、会社・商業登記簿の添付書類として、裁判所書記官の証印のある質権設定申告書を提出して、これを行なわなければならない。質権設定証書が私署証書であり、かつ、会社に対する

質権設定通知書があるときは、それを添付して、質権設定証書の原本を提出しなければならない。

第54条〔質権設定に関する書類の提出〕

① 質権者は、会社に対する質権設定通知書または会社が質権の設定を承認したことを記載した公正証書の認証謄本1通を添付して、質権設定が公正証書によるときはその認証謄本1通、質権設定証書が私署証書によるときはその原本2通を、会社の登記がなされている商事裁判所書記局に提出しまたは提出させなければならない。

② 前項のほか、質権者は、とくにつぎに掲げる事項を記載した質権設定申告書の正本2通を提出しまたは提出させなければならない。

- 1° 債権者、債務者の氏名および住所
- 2° 提出した文書の日付、形式、必要あるときは、文書を受理しもしくは質権設定の通知手続を行なった公証官吏または裁判所付属吏の名称
- 3° 当該持分を発行した会社の名称およびその登記番号
- 4° 質権の設定された持分の口数およびその名義額
- 5° 被担保債権の額ならびに利息および弁済に関する条件
- 6° 質権者が質権設定につき会社または社員の承認を得た場合には特別の証明を付したその旨の表示

第55条〔書類受理後の裁判所書記官の職務〕

① 本命令第54条に定める書類の提出があったときは、裁判所書記官は、1967年3月23日の命令第67-237号第52条に定める会社・商業登記簿台帳から切り離した受理証を交付し、かつ、書類の提出があったことを証する帳簿を作成しなければならない。

② 裁判所書記官は、質権設定申告書の記載が提出された書類の記

載と一致しているか否かを確認し、かつ質権の設定が、適法に、会社
に通知されまたは会社の承認を受けたか否かを審理しなければならない。
裁判所書記官は、提出されたすべての書類に、証印を押し、かつ、
登記簿の添付書類として会社の名称ごとに設けられる記録簿にこれら
の書類を分類しこれに年月日を記入しなければならない。この日付を
もって書類提出の日とする。

③ 質権設定申告書の正本1通、質権設定私署証書の原本1通、会
社に対する質権設定通知書1通は、これを会社の名称ごとに設けられ
る記録簿に分類する。質権設定申告書の他の正本1通、質権設定私署
証書の他の原本1通、質権設定証書が公正証書であるときはその認証
謄本は、これを公示手続申請人に返却する。

第56条〔質権者の交代および質権消滅の公示手続〕

① 質権者の交代および質権の消滅は、質権設定申告書の欄外にお
いてこれを公示しなければならない。

② 質権者の交代の記載は、これを証する証書の提出があり、かつ、
質権者の交代が会社に適法に通知されまたは会社が公署証書をもって
承認した旨の証明がある場合に、これを行なう。この場合、質権者の
交代を証する私署証書および会社に対する通知書は、会社の名称ごと
に設けられる記録簿にこれを保管しなければならない。

③ 質権の消滅の記載は、確定判決がある場合または能力を有する
両当事者の合意があり、かつ、債権者または適法に質権とともに債権
を承継したことを証する者が質権の消滅に同意したことを証する公署
証書または私署証書の提出がある場合に、これを行なう。この場合、
私署証書は、会社の名称ごとに設けられる記録簿にこれを保管しなけ
ればならない。

第57条〔質権登録カード目録〕

各商事裁判所書記局には、民事会社の持分に関する質権登録カードを備置かなければならない。

第3章 民法典旧規定第1832条ないし第1873条の関連規定と新規定との調整

第58条ないし第67条 （民法典新規定の適用のために、民法典旧規定第1832条ないし第1873条の関連規定を調整するための改正は、法の内容にかかわるものではないので省略する。）

第4章 適用規定

第68条〔海外領土への適用〕

本命令は、ニュー・カレドニア、フランス領ポリネシア、ヴァリス・エ・フューチュナ諸島および南極大陸のフランス領土および南氷洋にあるフランス領諸島ならびにフランス領マヨットにこれを適用する。

第69条〔公示に関する適用除外〕

本命令に定める条件にしたがい登記される会社であって、特別の法令により特別の公示義務を課せられる会社は、当分の間、当該法令に定める手続のみにしたが、この公示を行なうことができる。本条の適用は、前記の会社に登記義務を免除するものではない。

IV 非営利団体契約法

(非営利団体契約に関する1901年7月1日の法律)

第1章

第1条〔非営利団体の定義〕

非営利団体とは、数人がその知識または活動を、利益の分配以外の目的で、永続的に、共同財産として提供することを約する契約をいう。非営利団体は、その効力に関しては、契約および債務に適用される法の一般原則にしたがう。

第2条〔結成の自由および権利能力〕

会員活動を目的とする非営利団体は、許可または事前の届出を要せず自由にこれを結成することができる。ただし、第5条の規定にしたがうときにかぎり、権利能力を取得するものとする。

第3条〔非合法団体の禁止〕

不法な目的、もしくは、法律もしくは善良な風俗に反する動機もしくはは目的をもって結成された非営利団体、または、フランス領土の保全および共和制体に侵害を加えることを目的とする非営利団体は、これを無効とする。

第4条〔脱退の自由〕

存続期間の定めのない非営利団体の構成員は、反対の条項があるときといえども、過年度および当期の分担金を支払って、何時でも脱退

することができる。

第5条〔届出非営利団体の公示手続〕

① 第6条に定める権利能力を取得しようとする非営利団体は、発起人により公示手続をしなければならない。

(1971年7月20日の法律第71-604号により追加) ② 《非営利団体に関する事前の届出は、その主たる事務所所在の県庁もしくは郡役所に対してこれをしなければならない。この届出において、名称および目的、事務所の所在地、名目のいかんを問わず、管理または指揮の任務を有する者の氏名、職業および住所を届出なければならない。届出には、定款の謄本2通を添付しなければならない。届出の受理証は、5日以内にこれを交付する。》

③ 《非営利団体は、前項の受理証の提出にもとづき官報に掲載して、これを公示する。》

④ 非営利団体は、管理または指揮に関して生じた変更ならびに定款の変更があったときは、3ヵ月以内に、その旨を届出なければならない。

⑤ 前項の変更は、届出の日以後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

⑥ 第4項に定める変更があったときは、行政官庁または司法官庁から請求がある場合に、これらの官庁に提出することを要する特別の帳簿にも、その旨を記録しておかななければならない。

第6条〔届出非営利団体の権利能力の範囲〕

(1948年6月23日の法律により改正) 《正規に届出をした非営利団体は、特別の許可を受けることなく、訴を提起し、国、県および市町村から受ける補助金のほか、つぎに掲げる財産を、有償で、取得し、所

有し、かつ、管理することができる。

1° 構成員の分担金または分担金の支払が免除される一括払の総額。

ただし、この額は100フランを超えてはならない。》

2° 非営利団体の管理および構成員の集会のための場所

3° 社団の目的遂行上絶対に必要な不動産

第7条〔非合法団体に対する解散命令等〕

(1971年7月20日の法律第71-604号により改正) ①《第3条にもとづく無効の場合、非営利団体の解散は、利害関係人または検察官の請求にもとづき、大審裁判所がこれを宣告する。検察官は、裁判所に対して、一定の日までに、この宣告に対する不服申立の有無に関係なく、仮処分にしたがわないときは、第8条に定める制裁を科す条件の下に、事務所の閉鎖および構成員の集会禁止の仮処分を命ずることを請求することができる。》

② (1935年10月23日のデクレ・ロワにより改正) 第5条の規定に違反した場合には、利害関係人または検察官の請求にもとづき解散を命ずることができる。

第8条〔公示手続違反・解散命令違反等に関する罰則〕

① 第5条の規定に違反した者は、これを1200フラン以上3000フラン以下の罰金、累犯者はその倍額の罰金に処する。

② 解散を命じる裁判後も存続または不法に再建された非営利団体の発起人、役員または理事は、これを60フラン以上30000フラン以下の罰金および6日以上1年以下の禁錮に処する。

③ 自己の支配下にある場所の使用に同意して、解散を命じられた非営利団体の構成員の集会に便宜を与えた者は、これを前項と同一の刑に処する。

第9条〔解散した非営利団体の財産の帰属〕

任意解散、定款所定事由にもとづく解散または裁判所の宣告による解散の場合には、非営利団体の財産は、定款にしたがい、定款に規定がないときは、総会の定めるところにしたがって、その帰属を決定しなければならない。

第2章

第10条〔非営利団体の公益性の承認主義〕

非営利団体に対しては、主務官庁が施行規則の形式で制定する命令の定めるところにしたがい、公益性を承認することができる。

第11条〔公益性承認団体の権利能力の制限〕

① 前条の団体は、市民生活上の行為で定款で禁止されていない行為をなすことができる。ただし、その目的遂行に必要な不動産以外の不動産を所有しまたは取得することはできない。この団体の有する有価証券はすべて記名式たることを要する。

② 非営利団体は、(1966年6月13日命令第66-388号により改正)《民法典第910条》に定める条件にしたがい、贈与および遺贈を受けることができる。団体の運営上必要でない不動産が贈与契約書また遺言の条項中に含まれている場合は、命令、または贈与の受領を許可する命令の定める期間および方式にしたがい、これを他に譲渡しなければならない。(1913年7月2日の法律により追加)《ただし、非営利団体は、有償または無償で、森、林または植林用の土地を取得することができる。》

③ 非営利団体は、贈与者のための用益権が付着した動産または不動産の贈与を受けることはできない。

第12条 （1939年4月12日のデクレ・ロワ第2条により廃止）

第3章

第13条〔宗教団体の法的承認主義〕

（1942年4月8日の法律により改正）① 宗教団体は、参事院の相当とする旨の意見にもとづいて法的承認を得ることができる。本法施行前に許可された宗教団体に関する諸規則は、本法により法的承認を得た宗教団体にこれを適用する。

② 宗教団体が経営する新規の施設は、参事院の意思にもとづいて法的承認を得ることができる。

③ 宗教団体の解散または宗教団体の経営する施設の廃止は、参事院の相当とする意見にもとづかなければ、これを宣告することができない。

第14条（1940年9月3日の法律により廃止）

第15条〔宗教団体の帳簿等の備置義務〕

① 宗教団体は、収支決算表を備置くことを要する。毎年当該年度の金銭出納簿および動産不動産の財産目録を作成しなければならない。

② 宗教団体の主たる事務所には、会員の姓、宗教団体で呼ばれている名、国籍、年齢および出生地、加入年月日を記載した全員の名簿を備置かなければならない。

③ 宗教団体は、知事の請求があるときは、知事またはその代理人に対して、前2項の金銭出納簿、財産目録および名簿を、部外に持出さないで、閲覧に供さなければならない。

④ 本条に規定された場合に、知事の請求に対して虚偽の報告をなし、または、これに応じることを拒否した宗教団体代表者または指揮者は、これを第8条第2項に定める刑に処する。

第16条（1942年4月8日の法律により廃止）

第17条〔非営利団体の脱法行為の無効〕

① 合法に、または非合法に結成された非営利団体をして第2条、第6条、第9条、第11条、第13条、第14条および第16条の規定を潜脱させる目的をもって、直接にもしくは他人を介してまたはその他一切の間接的手段により、有償または無償でなされた生存者間の行為または遺言にもとづく行為は、すべて無効とする。

②（1942年4月8日の法律により廃止）

③ 無効の宣告は、検察官または利害関係人の請求にもとづいて、これを行なう。

第18条〔既存の宗教団体の経過規定〕

① 本法施行時に存在し、かつ、本法施行後に許可または承認を受けていない宗教団体は、3ヵ月以内に、本法の規定にしたがうために必要な措置をとったことを証明しなければならない。

② 前項の証明がないときは、当該宗教団体は、法律上当然に解散したものとみなす。許可が拒否された宗教団体についても同様とする。

③ 宗教団体が有する財産の清算は、競売によりこれを行なう。裁判所は、検察官の請求にもとづいて、清算手続を行なうために、清算人を選任する。清算人は、清算の全期間にわたり、管財人の権限を有する。

（1903年7月17日法により改正）④ 《清算人を選任した裁判所は、

民事上、清算人による訴訟または清算人に対する訴訟について専属管轄権を有する。》

⑤ 《清算人は、未成年者の財産の売却に関して定める方式にしたがって、不動産の売却を行なわなければならない。》

⑥ 清算を命ずる判決は、法定公報に関して定める方式にしたがって、これを公示しなければならない。

⑦ 宗教団体への加入前に当該宗教団体の構成員に属する財産および有価証券、または、加入後に直系もしくは傍系の法定相続により、もしくは直系の者から贈与もしくは遺贈により構成員に帰属すべき財産および有価証券は、当該構成員にこれを返還しなければならない。

⑧ 直系以外の者からなされた贈与および遺贈についても、受贈者は、その返還を請求することができる。ただし、受贈者が第17条に定める介在者でなかったことを立証できないときは、このかぎりではない。

⑨ 無償で取得され、かつ、とくに救援事業に対する寄付行為によって指定されていなかった財産および有価証券について、その贈与者、その相続人もしくは権利承継人、または遺言者の相続人もしくは権利承継人は、その返還を請求することができる。ただし、清算を命ずる判決前に時効を援用することができるときは、このかぎりではない。

⑩ 財産および有価証券が宗教団体員のためではなく、救援事業に助力するために贈与または遺贈された場合には、宗教団体員は、寄付の目的の達成に助力することを条件としてのみ、その財産および有価証券の返還を請求することができる。

⑪ 取戻または返還の訴は、時効による訴権の喪失の場合を除き、清算判決の公示の日から6ヵ月の期間内に、清算人に対して、これを提起しなければならない。清算人との対審のもとで下され、かつ、既判力を取得した判決は、すべての利害関係人に対してこれを対抗することができる。

⑫ 前項に定める6ヵ月を経過したときには、清算人は、競売の方法により、すべての不動産を処分しなければならない。ただし、この不動産が返還を請求され、または救援事業に指定されている場合には、このかぎりではない。

⑬ 競売代金ならびにすべての有価証券は、預金供託金庫にこれを寄託しなければならない。

⑭ 収容すべき貧民のための経費は、清算終了まで、清算の優先経費とこれをみなす。

⑮ 異議の申立がなく、または、本条第11項に定める期間内に提起された訴訟が確定していた場合には、純資産は、権利承継人間でこれを分配しなければならない。

⑯ 本法第20条に定める主務官庁の施行規則は、前項に定める分配後の残存資産に関し、資本によりまたは終身年金の形式により、その配分を決定しなければならない。この配分は、確実な生計の手段をもたない、または、その個人の労働の成果により分配されるべき価額の取得に寄与したことを証明する解散すべき宗教団体の構成員に対して、これを割当てなければならない。

第19条〔刑法典第463条（刑の減輕例）の適用〕

刑法典第463条の規定は、本法に定める軽罪に対して、これを適用する。

第20条〔本法の施行規則〕

一五 一 本法施行上適切な措置については、主務官庁の施行規則をもって、これを定める。

第21条〔廃止規定〕

① 刑法典第291条，第292条，第293条ならびに非営利団体に関する同法典第294条，1820年7月5—8日のオルドナンス第20条，1834年4月10日の法律，1848年7月28日の命令第13条，1881年6月30日の法律第7条，1872年3月14日の法律，1825年5月24日の法律第2条第2項，1852年1月31日の命令，ならびに本法に抵触する一切の規定は，これを廃止する。

② 前項の廃止規定は，職業組合，商業組合および相互扶助組合に関する特別法については，本法施行後も，これを適用しない。

第4章 外国非営利団体

(1939年4月12日のデクレ・ロワにより追加)

第22条〔外国非営利団体の許可主義〕

外国非営利団体は，内務大臣の事前の許可を受けなければ，フランス国内においてこれを結成し，または活動することができない。

第23条〔事業所設置の許可制〕

外国非営利団体は，各事業所別に許可を得なければ，フランス国内に事業所を設けることができない。

第24条〔許可の附款〕

① 許可は，一時的なものとして，または定期的に更新するものとして，これを与えることができる。

② 許可には一定の条件を付すことができる。

③ 許可は，命令（1940年7月27日の法律により省令に改称）をもって，何時でも，これを取消すことができる。

第25条〔既存の外国非営利団体の許可申請の時期〕

本章公布の際に存する外国非営利団体は、公布後1ヵ月以内に、当該団体およびその各事業所について、第22条にもとづく許可の申請をしなければならない。

第26条〔外国非営利団体のみなし規定〕

非営利団体の性格を有する集団であって、外国に本拠を有するもの、または、フランス国内に本拠を有するも現実に外国人によって指揮され、もしくは、外国人理事もしくは4分の1以上の外国人会員を有するものは、偽装されている形態のいかんを問わず、これを外国非営利団体とみなす。

第27条〔県知事の調査権〕

① 前条の適用を確実にするため、県知事は、何時でも、県内の団体または県内の事務所で活動している指揮者に対して、1ヵ月以内に文書をもって、その関係する本拠を確認しうる情報、実際上の目的に関する情報、会員、理事および実際上の指揮者の国籍に関する情報の提供を求めることができる。

② 前項の命令にしたがわない者または虚偽の申告をした者は、これを本法第32条に定める刑に処する。

第28条〔許可申請の手続・要件〕

① 許可申請は、非営利団体またはその事業所が活動している県の官庁に対してこれを行なわなければならない。

② 申請が受理されるためには、申請書に、団体もしくは事業所の名称および目的、活動を行なう地、外国人会員および名目のいかんを問わず、団体もしくは事業所の管理または指揮の任務を有する者の氏

名、職業、住所および国籍を記載しなければならない。

③ フランス国内に居住する外国人で団体に加入する者は、通常の有効期間を示してある身分証明書を所持する者でなければならない。

第29条〔不許可団体等の活動停止・清算開始義務〕

許可を拒まれ、または、取消された外国非営利団体は、直ちにその活動を停止し、拒否または取消の通知の日から1ヵ月以内に、財産の清算を開始しなければならない。

第30条〔許可申請をしない団体の当然無効〕

① 前数ヵ条にしたがい許可の申請をしない外国非営利団体は、偽装されているその形態のいかんを問わず、法律上当然にこれを無効とする。

② 前項の無効は、内務大臣の命令をもって、これを確認する。

第31条〔団体活動の許可の取消命令等〕

(1939年9月1日のデクレ・ロワにより改正) 外国非営利団体の活動の許可を取消し、許可を拒み、または、団体の無効を確認する命令においては、直ちにこれを実行し、かつ、団体の財産の清算を行なうに必要なすべての措置を定めなければならない。

第32条〔違法な外国非営利団体に関する罰則〕

① 許可なくして活動する外国非営利団体またはその事業所の管理を引受けまたは継続して引受けんとした者は、その資格のいかんを問わず、これを1年以上5年以下の禁錮および60フラン以上20 000フラン以下の罰金に処する。

② 前項に掲げる者を除き、前項の団体またはその事業所の活動に

参加した者は、これを6ヵ月以上3年以下の禁錮および60フラン以上8000フラン以下の罰金に処する。

③ 許可令によって課せられた条件にしたがわず、または、許可令に定める期間を超えて活動する団体またはその事務所の指揮者、理事および活動に参加した者は、これを前2項と同一の刑に処する。

第33条〔本章の適用除外〕

本章の規定は、公益性を承認された外国非営利団体、現行法にしたがい祭祀を行なうことを唯一の目的とする外国非営利団体および宗教団体に対しては、これを適用しない。

第34条〔本章の適用地域〕

本章の規定は、…海外領土にも、これを適用する。

第35条〔本章の施行令〕

本章の規定の施行上必要な措置は、命令をもって、これを定める。

（本研究に対しては、昭和54—55年度の早稲田大学指定課題研究費の交付を受けた。）